
令和3年 第15回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年12月9日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

令和3年12月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	松元 治美
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	矢野 智行
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	矢永 孝治
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	堀内 智史

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、寒い中、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、減少傾向にはございますが、まだまだ予断を許しません。引き続き、手指の消毒、会議中のマスクの着用等の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和3年第15回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。野瀬繁隆議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 空き家等対策について
2. 教育行政について

○議員（4番 野瀬 繁隆） おはようございます。申し訳ありません、マスクを取ってようございますか。4番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告にしたがいまして順次質問を行ってまいります。

今回、私は、2問の質問を行います。まず最初は、空き家対策について、でございます。総務省等の資料では、人口減少や既存住宅の老朽化、そして社会ニーズの変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空き家が年々増加しており、所有者による適正な管理が行なわれていない空き家の中には、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているような状況にあるとも言われております。

空き家が増加し、危険な空き家の倒壊などが社会問題になっていることから、都道府県及び自治体は独自に条例を制定し、空き家所有者に対し指導を行うなどの対応を行ってまいりましたが、空き家敷地への立入調査や所有者不明の空き家への対応など、条例では対処が難しい課題もあり、これが全国的な問題でもあることから、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされ、平成27年5月には全面的に施行をされています。

大刀洗町においても、平成26年に制定した大刀洗町空き家等の適正に関する条例を、法制定に伴い、平成30年3月に全面的に改正をし、空き家対策に取り組みられてきたというふう聞いております。そこでお尋ねします。これまでに空き家等の実態調査を行ってこられたと思いますが、まずその実態調査についてお伺いします。1点目は、法第2条に空き家等、あるいは特定空き家等について定義をされておりますが、ちょっと抽象的でもありますので、実態調査の対象となる具体的な空き家としての判断基準をどういうふうにされているのか、まずお伺いします。

2点目は、実態調査対象の空き家について、どういう項目とか内容について調査を実施しておられるのかをお伺いします。そして3点目は、調査の結果、空き家としての件数と、その件数の推移、あるいは動向などどうなっているのか。また、特定空き家と判定した件数はどうなっているのか。最後4点目は、空き家の増加要因、多分これ増加しているというふうに前提で御質問していますが、そういう増加要因をどういうふうに捉えてあるのかについて、以上4点について、まずお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の空き家等対策について、答弁をいたします。空き家等の実態調査についての御質問でございます。まず、1点目の空き家等、特定空き家等についてですが、これは議員のほうから御紹介がありましたとおり、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、第2条第1項で空き家等とは、建築物またはこれに属する工作物であつて、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、とされてございます。

また、同条第2項で、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行なわれないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等とされてございます。具体的には、大刀洗町では1年間を通じて使用の実態がない建物等を空き家と解釈しておりますけれども、実態調査の対象には集合住宅や共同住宅は含まず、戸建ての住宅等としているところでございます。

次に、2点目の空き家等の実態調査の項目、内容についてでございますが、外観目視による現地調査といたしまして、1番目に外観の撮影、2番目として表札、カーテン、プロパンガスボンベ、売り貸しの看板等の有無等による使用実態の可能性の調査、3番目としまして建物の傾き、門、擁壁、屋根材、窓等の破損状況、雑草、ごみの堆積等の状況、他の危険影響の有無による建物等の状態の調査、4番目としまして道路の幅員、駐車場スペース、間口等の状態から空き家利活用の価値の調査を行い、不良度及び市場性を4段階にランク付けしているところでございます。

次に、3点目の、空き家等の件数の推移、動向と特定空き家等の件数についてでございますが、これまでに、本年度も含め、3回の調査を実施しております。平成28年度173件、平成

30年度203件、現在のところの速報値ですが、227件と増加傾向にございます。また、これまでに特定空き家等と判定した件数は10件でございまして、これまでに既に3件が解体され、現在7件となっております。

次に、4点目の空き家の増加要因についてですが、先月30日に総務省が発表した令和2年国勢調査では、大刀洗町の人口は5年前に比べて383人、率にして2.5%増加した一方、世帯数は608世帯、率にして12.1%増加をしております。このことは裏返しますと、1世帯当たりの人員が3.02人から2.76人に減少するなど、核家族化の進展を示しており、独居高齢者世帯も増加をしておりますことから、その独居高齢者の死亡や施設への入所等に伴い、空き家が増加しているものと考えております。また、空き家を売買や賃貸物件として利活用するためには、仏壇等を含めまして家財の整理や古くなった箇所の改修、相続手続き等、一定の費用と労力を必要とすることから、空き家のままとまっているものも多いものと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。

野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まず1点目の空き家の定義でございますけども、1年間の出入りがないということで、多分その他にも水道とかガスとか電機とか、そういうのがちゃんと止まっているのかとか、細かなことはそういうことで、1年間というのがよく分かりました。多分、近所の方とか、あるいは区長さんとかに聞かなければよく分からないでしょうから、そういう実態調査に当たって、例えばコンサルさんとか、委託業者さんをお願いすると同時に、今申しましたような区長さんとか近隣の方等々に何か立会を求めてあるのか、そこら辺ちょっと、課長さんでもいいですから、お伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えいたします。議員おっしゃいますように、地元が一番詳しい区長さんとの意見も必要でございますので、今年頼んでおります空き家調査の委託業者のほうには、区長さんにも聞き取り調査をお願いするようにして、契約をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 2点目の調査項目、内容について詳しく御答弁いただきました。その中に不良度の判定も、あるいはその市場性の判定も行っているんだということでございます。だから、今現在、速報値で227件が対象になっているんですよということでございます。今、空き家対策計画というのが策定され、29年の11月ですか、最初の策定をされているみたいで、今回、ちょっと細かなことになりましたけど、不良度の判定とか市場性っていうのも改めてまた見直すようにされるのかどうかというのを、ちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。本年度は空き家実態調査を行っておりますので、その結果を反映させてつくる予定としておりますので、新たなランク別の件数等を新しい計画書のほうには記載するようにしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとあれですけど、調査したデータですね、多分調査したデータをデータベース化してあると思うんですけど、大刀洗町はGISを導入してありますので、そのGISの中にいろんなデータを格納すれば、例えばその家をクリックすれば、その家の空き家の情報がぱっと出てきて、例えばその職員の方でも通ったときに、ちょっとやっぱり危なそうだというならば、すぐそこをまた加筆修正といいますか、そういうのもできる。そういうデータベース化というのは、どういうふうにしてあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。議員のおっしゃいますとおり、データベース化でGIS上に落としておきますと、様々な職員が利用できるようになり、便利でございますので、GIS業者のほうには今度の新しい調査結果をデータで落とすようには、依頼をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 3点目の空き家の件数と特定空き家について、御答弁がありました。年々、調査ごとに増えていっているのが現状だということが、改めて認識をしました。まず最初は、空き家率というのが、一番最初につくられた計画の中にあるんですね。その空き家率がどうなっているのか。それと、その空き家率は近隣の市町村といいますか、例えばこの近隣でもいんですけど、そこと比べてその率がどうなのかっていうのは把握してあるのかどうかというのが、1点です。それでいいです。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。ちょっと近隣市町村の空き家率のデータは手元に今ございませんけど、全国平均で空き家率が、平成18年度の値で13.6%、県の平均で12.7%となっております。大刀洗町の平成29年度につくった空き家等対策計画の数字では3.5%となっております、ちょっと分母の取り方とか微妙に違うのかもしれませんが、全国平均や県平均よりはかなり少ない値となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） なぜこういうことを聞いているのかということは、大刀洗は多分世帯数に対して、空き家の件数で空き家率を出してあると思います。何か特徴的に、例えば近隣よりも非常に空き家率が高いとか、あるいは例えば低いというのが出てくれば、その空き家対策計画の中にそういう特徴を生かせるんじゃないかなと思ったものですから、ぜひ何かそういう今度の計画を見直されるときには、例えばその近隣ではこうなただけどってというようなことを、把握されたほうがいいんじゃないかということをお願いしておきたいと思います。

4点目でございますけども、空き家の増加要因というのは、もう答弁の中にもまさにありました。例えば私もそうなんですけど、いわゆる以前、2025年問題っていうのがあって、いわゆる団塊の世代が2025年になったら75歳云々というのがあります。近所の方とかいろいろお話を聞いてみると、非常に独居老人とか2人家族の、私たちの年代が多くて、あんたところ息子帰ってくるとなとか何かそういう話はよくあります。ただ、そういう団塊の世代になれば、またかなり空き家が多分増えてくるだろうという感じをしております。だからそれはもう即効的に何か対応というのは、なかなか難しいと思いますので、今回、そういう計画を見直すとかいうことに当たって、ぜひそういうことを、ちょっと先のことになるかも分かりませんが、視野に入れて、いろんな施策を、対応をお願いしたいということをお願いしておきたいと思います。

次の項目でございます。空き家の利活用と管理不全の空き家についてということでございます。まず1点目は、空き家の利活用を図る施策として、空き家バンク制度が実施されていますが、改めて制度の目的及びその概要というのはどういうふうになっているのか。それと、今までの登録状況と契約に至った実績と申しますか、そういうのがどうなっているのでしょうかということでございます。

2点目は、管理不全の空き家に対する近隣住民からいろんな苦情とか相談があっていると思うんですが、そういうことが寄せられている中で、その件数、年度ごとでも結構でございますけど、どういうふうになっているのか、増えているのかとは思いますが。そしてまたその相談、苦情の内容は、先ほどの調査項目にも絡むんですけど、どういうものが大体主に苦情等で上がってきているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） あとの小項目の中の3点目、4点目。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 申し訳ありません。3点目でございますけど、令和2年4月に、空き家等除却制度というのが創設をされています。これ多分75万だったと思いますけど、補助があると申しますが、その制度の趣旨を改めてお伺いしたいのと、これまでの実績がどうなっているのか。

そしてまた4点目でございますけれども、空き家の適切な管理に関する条例、これは令和2年5月に改正されまして、空き家等の適切な管理が行なわれずに放置されたことによって、住民の

生命、あるいは身体、または財産に危険が及ぶような状況の場合で、所有者が対応をしない場合に、町が緊急的な危険回避の措置を実施することができるようになっていきます。非常に画期的な条例だなど、私は思っているんですけど。この条例第8条、いわゆる緊急的危険回避の措置の適用の実施件数といいますか、それがあれば教えていただきたいと思います。すいません。以上、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 利活用と管理不全の空き家についての御質問でございます。まず、1点目の空き家バンク制度についてですが、空き家バンク制度は、町内にある空き家の物件情報を登録し、情報発信を行うことで、空き家の利活用及び中古住宅の流通促進を図り、空き家の発生、放置、増加を抑制するとともに、移住・定住を促進し、地域の活性化に寄与することを目的といたしております。

この際、久留米宅地建物取引業協同組合と業務協定を締結し、空き家バンク制度を構築しており、まず物件所有者が大刀洗町へ登録申請を行っていただき、現地確認の上、久留米宅地建物取引協同組合に加盟している不動産業者と物件所有者が媒介契約を結び、町のホームページや公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会が運営されております、ふれんずに情報を掲載し、利用希望者とのマッチングを不動産業者が行なう仕組みとなっております。これまでに賃貸1件、売買3件の登録がございまして、売買契約が1件成立をいたしたところでございます。

次に2点目の、管理不全の空き家に対する相談、苦情についてでございますが、相談、苦情件数、これは管理不全の空き家ということで、住民課のほうに相談があった件数ですが、平成30年度が9件、令和元年度が6件、昨年度が14件、本年度が、これまでに10件となっております。主な内容といたしましては、老朽化した空き家の倒壊、通学路等への瓦や外壁等の落下や火事への心配や、空き家の維持管理、これは雑木であるとか雑草であるとか小動物等に対する苦情、あるいは空き家除却の業者等補助金の相談、空き家の維持管理ができる業者への紹介、空き家への不法投棄などとなっております。

次に3点目の、不良空き家等除却補助制度の趣旨と実績についてでございますが、この補助制度は、不良空き家等の除却を推進し、もって町民の生活環境の保全を図る目的で実施しているものでございまして、これまでに3件の補助を実施し、現在1件を準備中でございます。

次に4点目の、緊急的危険回避の措置についてですが、これはこれまでのところ実績はございません。

○議長（安丸眞一郎） 再質問あればどうぞ。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まず1点目の利活用の質問でございます。空き家バンク制度をちょっとよく読んでみますと、今答弁にありましたように、不動産屋さんに申込みがあったら、登録

の申請があったら不動産屋さんと連絡を取って、多分不動産屋さんも市場性がなければ、これはだめですよというような返事をしてくるんだろうと思うんです。空き家の市場性については、一番最初に答弁がありました、その調査もやっていますよということで、今の計画を見ますと、Aランクで2件ぐらいだったんです。多分、これぐらいが市場性があるのかなという見解をお持ちのようでしたので、もっとこう空き家バンクの制度の利点というのは、何かないのかなって、こう思っているところなんでございますけれども。

片や、この前ちょっと広報紙か何か見ていたときに、地域おこし協力隊の方がサウナ村というのを何か提案されて、空き家だったと思うんですけど、何か利用したってというようなことが書かれておりました。何を申し上げたいのかっていうたら、住宅を住宅としてではなくて、住宅をほかの目的でもいいから、そういう利活用のやり方ですね、そういうのも何かちょっと考えて、空き家バンク制度の中で対応するのか、また別に利活用の施策を考えるのか、その点を何かそういう、せっかくいろいろ活動してあるもんですから、そういう点について、さらに充実したいとかいうのがあれば、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。現在の利活用分の空き家バンク等を活用した活動についてでございます。まず空き家バンクの、これ以上の活用法、どういった活用をしているかということでございますが、実際に登録までに至ったもの、全部で4件となっておりますけれども、私どもが空き家の所有者とお話をしていく際に、いろんな選択肢の一つとして、まず空き家バンクというもので、町のほうでも解決する方法がありますよという御案内をしているところです。その空き家バンク、じゃあどうやったら空き家バンクに登録できるのという過程を踏む中で、所有者さん御本人がいろんなほかの解決方法を見つけられたり、御家族でやっぱり使うことにしましたとか、やっぱり取り壊して売ることになりましたと、解決の何かのきっかけづくりになればということで、空き家バンクは一つの手段として存在するものであると理解をしております。

まず、空き家というものは、担当課で現場を見た感じで言わせていただきますと、なかなか放置されがちなんです。何か風を起こさないと、行動まで移らないというのが、やっぱり不動産の現状だというふうに理解しておりますので、そういったことで今年度の6月から、野瀬議員も先ほど言われましたように、地域おこし協力隊1人人材を登用しまして、活動を始めているところでございます。6月から9月までの間で81件を1件、1件回って、実際どうなっているのかとか、会えたら会うとか、いろんな行動を起こしてもらってまして、本人も若いからどんどん入りこんでいってくれているところでございまして、その活動の中で、空き家を活用していいよということで、皆さんの集いの場ということで提供していただけるという所有者の方もいらい

やいましたので、現在のそういったサウナ村のような活動にもつながっているというところがございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そうですね、空き家対策といったら、古いものを壊すようなイメージが強いんですけど、やっぱり利活用というのが非常に大事な事かなと思います。だから、今、答弁いただきましたように、いろんな方面で活用を考えるということと、もう一つは空き家対策についていろんな都市を見てもみますと、例えば大刀洗町みたいに住民課にあたり、どうかすれば建築を主体とする窓口にあたり、いろんなところが窓口になっているんですよ。だけど、これ利活用すれば、倒壊の恐れがあるとかいう空き家と全く正反対のこの業務をしなくちゃいかんということでございますので、地域振興とか、先ほど定住とか、移住とかいう言葉が出てきましたので、ぜひ今後もいろんな活動をお願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

そして、苦情等がこうあって、内容も今お伺いをいたしました。大半が、建物ももちろんそうなんですけど、例えば庭に古い木材を置いたり、いわゆる草木が物すごく繁茂してとか茂って虫が湧いたりして、自分のところに入ってくると。だから一緒に草切せんねとか言われるんですけど、なかなか所有者に一言言わにやいかんちゃんないとかですかとかいうことで、結構役場に恐らく相談に行ったりしてあると思うんです。この前、役場に行って、そしたら、分かりました、所有者に通知しましょうということで、確かに通知をしてくれているんだろうけど、その後のフォローがよく分からなくて、結果的には何もしていないような形にもなっているっていうことで、もう少しなんかどうにかならんとですかという話が出てくるんです。そういう細かな話をして申し訳ないんですが。そういう中で、そういう苦情等の対応というのは、やっぱり非常に難しいとは思いますが、今後、またそういう苦情等に対する対応の仕方っていうのもしっかりやっていただきたいなと思います。

それと3点目の、除却補助、先ほどもちょっと申しましたが、多分1件当たり75万円が限度額で、もうちょっと引き上げられんのですかっていうことを、誰かが質問されたような気がします。これは不良点が100点以上だということが、何か書かれておったような気がします。そこで、この100点でないといかんと言ったらいかんですけど、これ不良点が100点でない、いわゆる対象には、以上ではないと対象にはならないとか、除却すれば非常に土地利用もしやすいということで、そういう補助限度が近隣と比べても限度ですよという答弁は、この前何かいただいたような気がしますけど、非常に件数的にももっと多くあるのかなと思えば、空き家

に対して、空き家の不良度のランク別に見れば10件、何件かちょっと忘れましたが、そういう不良度のランクDに該当するような方々というのは、やっぱりどうにかせにゃいかんというのがあると思うんです。

だからそういうことで、この点数をもう少し弾力的に運用できないのか、あるいは土地活用の点からできないのかというのが1点と、もう1点は、除却した後の土地の固定資産税が、いわゆる住宅用地特例の適用がなくなるということで、分かりませんが、固定資産税が6倍とか、あるいは都市計画税が3倍ぐらい上がるよということを聞いたということで。これ自治体によって減免しているところもあるんですね。例えば3か年に限ってとかいうのがあるみたいですから、そういう検討はされたのかどうかということも合わせて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 空き家除却補助の部分について、私のほうから答弁いたします。除却補助につきましては、2分の1の上限75万というのが大刀洗町の基準ですけど、近隣市町村が結構50万円というところが多いので、補助金自体は近隣市町村よりも高いということで、金額の見直しはちょっとまだ検討はしておりません。点数のつけ方については、そうですね、もうちょっと弾力的な運用ができるように、今後、空き家対策推進法分のほうでまた検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 野瀬議員の住宅用地の特例の件に関しまして、答弁いたします。固定資産税、建物が建っておりますと、土地のほうの資産税のほうが6分の1になるという制度でございますけれども、実際これを、建物を除却したときに減免をするかどうかという検討は、今のところしたことはございません。実際、建物を除却した場合、土地の固定資産税がどうなるのかという御質問は、年間数件御相談を受けております。実際計算をしてみますと、6倍になるということではなく、大体3.5倍から4倍くらいの数値に落ち着くというところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 都市計画税も確か3倍ぐらい上がるように聞いておるんですけど、都市計画税もどのくらい、やっぱり上がるというか、それはわかりますか。

○議長（安丸眞一郎） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。都市計画税についてですけども、大刀洗町に都市計画税のほうを課税しておりませんので、実績がございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） やはり空き家対策に力を入れているところ、これは地方税ですから、町でそういう減免を、期間を区切って対応しているところもあるということを御紹介しておきたいと思います。

4点目の緊急的な危険回避でございますけど、これ私自身は非常にいい制度だというふうに思います。実績がちょっと今のところないんだという答弁でございましたので、例えば区長さんとか、その近隣の方が、ちょっと台風時期を控えて怖いよとか、瓦が飛びそうとかいいうことを、手続きがちょっと私よう分らんのですが、これ役場のほうにそういう相談というか、要望を持ってきて、役場のほうで現地調査をして、この8条を適用するか否かという、そういう流れをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。苦情が多く、近隣から複数上がっている空き家に対しまして、まず役場のほうが現地調査に伺います。それで、まず本人に指導をして、それでも改善が見られない場合は、役場のほうが業者のほうを選定しまして、そこで応急処置を行いまして、その建物の所有者のほうに費用のほうを請求いたします。大まかな流れについては、以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとくどくはなんですけど、特定空き家が、先ほど何件かあるということでございます。多分、特定空き家って本当に倒壊の恐れがあるようなもので、特定空き家に指定をされておるんだろうと思います。これは指導とか勧告、あるいは解体をされたということでもあるんですけど、これ解体は多分代執行ではないと思いまして、自発的にされたんだろうと思います。

それで、例えば勧告までいけば、これは先ほどの固定資産税の減免措置が適用されなくなるということでございます。ぜひ、何かそういう、私どもにもちょっといろいろ相談されるときには、なかなかうまくいかないんですという相談が結構ありますので、今回、ぜひともそういうのも踏まえて、いろんな対応をお願いしたいということで、3項目めに入るんですが、各施策の充実を図るとともに、法第6条に基づく空き家等対策計画、これ今既に29年の11月に一番最初に策定してあるということでございます。多分、期間を見てみますと5年というふうになっているから、今年度調査を踏まえて、多分見直しされるんだろうと思います。

だから、その見直しにおいて今後の取組の強化とか、そういうことについて、いわゆる計画策定についての所信といたしますか、そういうものをお伺いできたらと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の取組についての御質問でございます。本年度、空き家等実態調査を実施しているところでございまして、調査終了後に第2期の空き家等対策計画を策定する予定と
してございます。また、一旦空き家になり、老朽化が進みますと、その後の利活用が難しいケー
スもあることから、現時点での空き家予備軍を空き家にしないための対策を強化していくことが
重要だと考えてございます。いずれにしましても、今後とも危険な空き家対策と空き家の利活用
の推進の、両面から空き家対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、非常にいい答弁というか、空き家を増やさない一つに、空き家
にしない方向の取組というのが、私は非常に大事なことかなと思うんです。なかなかいいなと思
いますので、ぜひ調査結果を踏まえて、できれば1期目の計画書を読みますと、多分業者さ
んに委託してつくられた部分があると思います。極端に言えば、悪く言えば、町名だけ替えれば
どこにでも通じるような内容になっているという。今回、見直すからには、それを焼き直すとい
うことじゃなくて、今いろいろ答弁いただいたようなことを加えて、なるほど大刀洗町はこうい
うことをやっているんだというのが見えるような、いわゆるめり張りのついたような計画策定を
お願い申し上げて、この1問目を終わります。

2問目ですけど、ちょっと今、教育長がおられないので。

○議長（安丸眞一郎） ちょっとしばらく休憩します。

休憩 午前9時41分

.....

再開 午前9時42分

○議長（安丸眞一郎） それでは、議事を再開します。

野瀬繁隆議員、どうぞ。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 次は大項目の2問目でございます。教育行政についてということで、
教育長は、例えば明善高校とか、朝倉、香椎などで教鞭を取られて、そして久留米高校とか、あ
るいは春日、朝倉も含めてですけども、校長をお務めになって、第4次大刀洗町総合計画がス
タートした2009年、これ平成21年ですか、教育長に就任をされております。それ以来、そ
れまでの豊富な経験、知識、実績を生かして、学校教育の充実、それから青少年の健全育成、生
涯学習の充実など、様々な施策に取り組んでこられたものと思います。そこで、就任以来、これ
までに教育行政の多くの課題に取り組んでこられたというふうに思いますが、その中で、成果が
あったこと、あるいは課題となったこと等について、所見をお伺いできればと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） すいません、まず退席をしましたこと、申し訳ありません。

それでは、野瀬議員の教育施策に取り組んできたけれども、その取組の成果と課題についてはどうかということについて、お答えしたいと思います。教育長に就任して、足かけ12年と9か月になりますけれども、この間、学校教育、子育て支援、生涯学習に係る諸策に取り組んでまいりましたけれども、全てを網羅することはできませんので、その一旦を述べ、少し長くなりますけれども、現時点での成果と課題について、お答えいたします。

まず学校教育については、ハード面の事業としましては、学校施設の耐震改修や体育館、プール、トイレ等も含めた校舎の大規模改修をはじめ、校庭の芝生化、冷暖房設備、1人1台端末など、事務局スタッフの努力により、ほぼ毎年何らかの工事を行い、学校教育環境の整備に努めてまいりました。町当局や議会の皆様の御理解と御支援のたまものと、深く感謝申し上げます。おかげをもちまして、近隣市町村のどこにも負けないような教育環境が整ったと考えております。

またソフト面では、チルドレンファーストを合言葉に取り組んでまいりました。意味するところは、教育施策の判断基準や優先順位の決定を、その施策が子供にとってどうなのかということに求めるということであります。その最も大きな表れが、0歳から15歳までの一貫した支援を目的として、平成25年、学校教育課から子ども課への改正を行ったところです。また今年、14年目に入りました学力向上の取組、巡回相談を基準とした特別支援教育の推進、自校炊飯による学校給食の充実、特別支援教育支援委員などの人的支援、今年5年目を迎えるコミュニティ・スクールの取組など、地域の皆さんの多くの御協力を得ながら、学校を取り巻く環境が格段に進展したものと感じております。

子育て支援につきましては、ハード面では、私が就任前からの懸案であった学童保育所の学校内設置と、その後の増床、増設、病後児保育施設の新設、保育園の増床や新設等、また保育ニーズに十分に答えきれていませんけれども、順次受入れ態勢を整えるところでございます。本町保育園が支持される要因として、もう一つ。当時、安丸町長と中山副町長による保育園の民営化と保育料値下げが、大きく作用しているのではないかと考えております。ソフト面では、複雑な家庭環境を背景として、課題を抱えている子供たちや家庭支援のため、子ども支援ワーカー、子ども家庭支援ワーカーを配置し、相談事業を充実させているところです。また、子供に係る情報を関係者で共有し、保育園、小学校、中学校の連携を強化し、早期発見、早期対応の取組を進めております。

生涯学習については、最も大きな出来事は、今村天主堂の重要文化財指定であります。来年度から実施設計のための本格調査が開始予定ですけれども、耐震改修は金額も年月も破格的でありますので、皆様の御支援と御協力を願うばかりです。また、施設改修の一旦として、念願の町立図書館の改修も行うことができました。また、さらに来年度、中央公民館の大規模改修工事に取りかかる状況になっておりますので、御不自由をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたし

ます。

この中での成果ですけれども、まずは教育環境の整備、事業力向上に伴う学力向上の取組と特別支援教育の充実、保育園、小学校、中学校の連携強化などが進み、本町小中学校の各種研究発表会においても、その取組は高い評価を受けています。町全体としての丁寧な観察や指導が評価され、転入者の増加にもつながっているのではないかとこのように考えております。課題といたしましては、早期発見、早期支援から見えてくる複雑な家庭環境と課題を抱えた対象児童生徒の増加が顕著で、かなり深刻な状況であります。

また、学力向上については、中学生になって経年で下降傾向を示していますけれども、自己肯定感の不足が大きな要因の一つだと考えています。様々な要因がありますけれども、結果として不登校児童生徒数が近年増加傾向にありますので、中学校では子供の自尊感情を高めるための授業研究を推進するとともに、校内に適応指導教室ラポールを設置し、教員免許を持った支援員を配置して対応しているところでもあります。次第にその効果が表れ始め、今年是不登校者数が減少するものと見込んでおります。

社会教育関係では、数多くの施設を抱えていますので、改修工事はこの先も続くと思われまます。また、今村天主堂の耐震改修は相当の年月と費用を要しますけれども、100年先まで残る文化財としての価値をぜひ後代まで残せるよう、皆様方の御支援を深くお願いいたします。以上、る述べてまいりましたけれども、教育に終わりはなく、今後とも皆様の御支援を賜りながら、教育の充実に努めてまいる所存ですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

少し長くなりましたが、以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、取り組んでこられたいろんなことを総括していただきました。

多分、第4次の基本計画の実現といいますか、掲げてあることの実現に向かって努力してこられたんだろうと思います。しかも、そういう、今成果と課題というふうに申し上げられましたが、そういうものをまた第5次の総合計画の中に反映されたんだろうというふうに思います。

次に、今コロナ禍であったり、例えばGIGAスクールといいますか、そういうものであったり、いろんな多様化する社会とか教育環境の中で、今後の教育行政の在り方について何か所感があれば、簡単にお聞きしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、今後の教育行政の在り方について、という考え方について答弁いたします。今後の教育行政の在り方についてのお尋ねですけれども、基本的には今までと大きな差異はないというふうに認識しておりますけれども、1点だけ述べさせていただきたいと思います。先ほど課題について述べましたが、最近、とみに子供たちの置かれている現状に相

当深刻なものが多くなっているような気がします。要保護児童対策地域協議会や町内校長研修会において報告される事案が、年々深刻さを増しているというふうに認識しております。

国においてもこども庁の創設が検討されていますように、子供支援の縦割りをなくし、切れ目のない一体的な支援が求められているところでもあります。本町においては子ども課の設置によりまして、一早く0歳から15歳までの一体的な支援に取り組んでまいりましたけれども、その重要性については既に様々な研究によって実証されているところでもあります。その中で最も効果のある教育投資というのは、学齢期になって投資するのではなく、乳幼児期だというふうに研究成果としては言われております。

教育委員会におきましては、最近の相談事例の内容や保育園、小学校の実態報告から、乳幼児期の支援の重要性を認識するとともに、入園後や入学後の対応では遅きに失するのではないかと考えています。そのような中、職員は年間延べ1,000人を超えるような相談とか対応に応じているところでもあります。そのような厳しい状況を踏まえまして、教育委員会といたしましては今後の在り方として、家庭支援の一層の充実を図るべきだと考えております。具体的には、来年度から訪問型家庭支援を基軸とした子ども家庭総合支援拠点事業に取り組むよう、来年度の新規事業として計画を立てているところでもあります。

子供たちが将来自立した人生を歩めるようになるために、何が必要なかを考えながら、人的組織体制、相談、施設等をはじめ、相談員ボランティアの養成等も含めて、福祉部門との連携を強化しながら、令和4年度中に成案を得るように計画を進めております。このことについて、特段の御理解と御支援いただくようお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） この12月で退任されるというふうにお聞きしました。今日質問させていただいたひとつには、これ西日本新聞だったと思います、こういう記事が出ていて、いわゆる先生は教育長、生徒は大人たちという、そして異色の国語の授業等が非常に好評であると。大刀洗町の生涯学習講座を、かなり長くやられておるということで、ぜひ今後もこういう生涯学習等について、いろいろと御尽力をいただければということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で10時5分まで、しばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前9時54分

.....

再開 午前10時06分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、議事を再開いたします。

次に、通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。

なお、平田議員より資料の配付の申出がありましたので、許可します。

しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、3番、平田議員、発言席からお願いいたします。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 子ども達の学力向上について

2. 通学路の安全確保について

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。私は、子供たちの学力向上及び通学路の安全確保の2件について質問します。

まず最初に、子供たちの学力向上について質問します。

「小中の全科目で全国平均上回る」との記事が、9月1日付、西日本新聞に掲載されました。全国学力・学習状況調査が始まった2007年以来、福岡県の小中学校が、初めて全科目、全国平均を上回ったとの内容でした。県教育委員会の分析では、各地区とも平均値は上昇傾向で、格差は縮まっているとのことでした。

本町の状況につきましては、11月5日に開催された公開教育委員会において、調査結果の説明がありました。中学3年生は数学、国語とも全国平均未満であったが、小学5年生から中学2年生までは多くの教科で平均点を上回っている。特に、中学1年生と2年生は過去最高の得点率であったとのことでした。

実は、先日、タブレットの活用状況調査ということで菊池小学校を訪問しましたが、校長先生の自信にあふれる説明、先生方の対応、学校全体の生徒の状況など、非常に目を見張るほど素晴らしいものがありました。学校におけるこのような取組が、子供たちの学力向上につながっているんじゃないかと感じた次第であります。

それでは、質問をします。

まず1点目です。

教育委員会としては、今回の学力・学習状況調査の結果をどのように評価されておられるのか。今後、どのように授業改善に生かすのか。今回の学力・学習状況調査の結果や過去の動向などを基に、教育委員会の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、学力についてのお尋ねです。

まず、1点目の学力・学習状況調査の評価についてと、どのように授業改善に生かすのかとい

うことでございます。

まず、学力・学習状況調査の評価につきましては、先日の公開教育委員会の中でお話ししたとおりなんですけれども、今年5月27日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果につきましては、全国と町の平均を比較して、まずはお伝えしたいと思います。

全国平均を100とした場合、本町の小学校6年生の平均は、国語で114.3、算数で109.7と全国を大幅に上回り、県内でもトップクラスになっております。

一方、中学校3年生の国語は94.5、数学は93.5と、ここ五、六年でやや上昇傾向にあるものの、全国平均には届いておりません。小学校で身につけた学力が徐々に剥がれ落ちていくこの状況を改善するには、中学校の授業改善を行っていくとともに、小学校の段階から学ぶ楽しさを体験することが大切だと思います。

東京大学名誉教授、市川教授の「教えて考えさせる授業」に加え、鳴門教育大学、久我教授の「効果のある指導」を取り入れ、子供たちが主体的に学ぶ授業づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私が教育委員をしていた10年ほど前、学力というのは非常に全国平均を下回っていたように思いますけども、最近では、先ほど報告があったように、小学生は全科目で平均値を上回っています。紹介がありましたように、小学6年生は国語で14.3ポイント、算数でも9.7ポイントと上回るようなすばらしい成績であります。

ただ、中学生になると、1、2年生はほぼ平均値を上回ってるけども、3年生は平均値を下回っています。

そこで質問ですけども、教育委員会として、子供たちの学力向上のため、これまでどのような施策を講じてこられたんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） これまでの施策ということでございますが、小中学校合同での「教えて考えさせる授業」公開授業研修会とか、講師を招聘しての研修会、指導主事による指導助言や授業づくりへの支援を継続的に行ってまいりました。特に、小中学校の交流でそれぞれの学校を訪れながら研修会に参加する等、それぞれの学力向上のための授業づくりに対する研修会に努めているというところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今回の調査では、小学生、全科目で全国とか県全体の平均値を大き

く上回っていますし、過去の動向を見ても成績は上昇傾向にあるということです。

教育委員会が子供たちの学力向上のために、教えて考えさせる授業とか、様々な施策を講じてこられたようではけれども、その中で、特に小学生の子供の学力向上に効果があったというのはどのような施策だと考えておられますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 私が先ほど申しました、10年9か月前に教育長に就任して、6月から7月に学校訪問して回ったんですけど、そのとき、非常にカルチャーショックでありました。高校にいる身としては、小中学校の学力低下が非常に顕著なものであって、特に数学とか理科における計算力のなさというのは高校教師が非常に嘆いていたところです。

なぜなのかなと思って授業を見ましたところ、例えば一つの例を取りますと、台形の面積は平行四辺形を2分割すればすぐ出てくる話なんですけど、これを45分かかって、切ったり貼ったり足したり引いたりしながら、結局、子供たちの交流活動を一生懸命、確かにその当時は子供たちの交流活動が主流で、課題発見学習だったわけです。これではとにかく学力は絶対に上がらないというふうに確信しました。ただ、その折、小学校の先生たちと私の意見は相当違っておまして、それは高校教師から見た学力ではないかということで随分反発を受けました。

しかし、基本的には、泳ぐときに泳ぎ方を教えないと、自分で工夫しながら泳ぎなさいと言えば子供たちはいろいろやるでしょうけど、途中で溺れる子供たちも出てまいります。したがって、特に義務教育は8割、9割は習得型ですので、教えるべきことはきちんと、10分、短時間でエキスを教えて、その教えられたことを活用して次の課題へと向かっていく、そういう型を、きちりとした理論に基づいた型を先生方をお願いして回ったんですけど、やはりここまで至るには10年以上はかかったと。今日あるのは、やっぱりそういうことがじわじわと浸透していくのに——市川先生が来て講演をされれば、すぐ翌日によくなるかっていうとそうではないわけで、5年、10年を要するというふうに思います。地道にその活動をやってきたと。

ちょっと紹介いたしますけど、最近、南薫小学校から、校長先生はじめ、菊池小学校のほうに視察に見えました。南薫小学校も非常に困ってる、学力が上がらない、なぜか。やっぱり「這い回る経験主義」。

「這い回る経験主義」ちゅうのは、要するに課題を全部自分で見つけて、自分で回答を出していくような仕組みをつくってるんですけど、特にA、B、C、Dと分けた場合に、CとかD層という子供たちは、そういう考えるだけの授業、教えないで考えさせるだけの授業には決してついていけないんです。A、B層はどんな授業形態であってもできると思うんですけど、C、D層は、やっぱりきちりとしたエキスを教えて、算数で言えば、公式を教えた上で、それをどう活用するかということで取り組んできたわけです。やっとな今、小中学校にその考え方が浸透して、どの

学校でも同じような授業形態でやってる、それが学力向上の大きな要因だったというふうに思っています。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今、教育長のほうから詳しく説明がありましたように、やはり10年スパンぐらいでじわじわとやっていかないと、急に上がるもんじやないということですけども。

それから、これは県全体としても言えることだと思いますけども、本町でも小学生は確かにそういう授業をやって成績がずっと上昇してきたし、今も上昇傾向にあるということですけども、意外と中学生になると学力が低下すると。これは、先ほど言ったように、県全体として言えることですけども。大体、どこに原因があるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 明確な「これ」という回答があるわけではございませんけれども、私は2つあるのかなと思ってます。

1つは、これも12年前に中学校に訪れたときのカルチャーショックなんですけども、中学校の授業形態が、先ほど、教えて考えさせる授業と言いましたけれども、考えないで教えるだけの授業なんです、中学校。要するに、一問一答型による一斉講義型が中心でありました。子供たちに考えさせる時間、ゆとりは与えずに、先生が繰り返し繰り返し一方的に説明をするという状況が続いてまして、中学校のこの授業スタイルを変えるのが相当骨でして、やっこの頃、ここ一、二年です、先生方に浸透してきたかなというふうに思います。

それともう一つ、この地区で大きいのは、背景に定員割れを起こす公立学校がたくさんございまして、高校入試はほぼ努力しなくても通るという状況に今なってるんです。ですから、昔、それがよかったかどうか知りませんが、これ、受験に出るぞと、高校に通らんぞというふうなインセンティブの与え方っていうのが全くきかないんです。要するに、勉強しなくても別に困らないわけです、行く学校はちゃんとありますから。

その2つの大きな要因があるのではないかというふうに、今のところ、捉えています。したがって、公立高校の入試の状況は私が変えるわけではないのでどうしようもありませんけれども、授業の型については、あるいは授業の在り方、子供たちの意見や交流をさせながら取り組んでいくというふうな授業スタイルに変えていきたいと思ってます。

今、ちょうど、県からの指定で2年目になっておりまして、来年、拠点事業の3年目でいよいよ発表ですけど、今年は去年より随分進歩したというふうに実感しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そうですね。確かに、大刀洗町は非常にある面では恵まれていると思いますか。非常にレベルの高いところからそうじゃないところまで、幅広く高校はいっぱいあるというふうなことは私も分かっておりますけども、やはり聞くところによりますと、特に大刀洗町は柔道とかテニスとか非常に強くて、体育関係で推薦で行く方が結構おられると。

それからもう一つ、最近はや授業料が免除されるようになって、授業料がなくなって、私立専願というのが非常に増えてるというふう聞いてまして、最終的には公立高校を受けるのは50%ぐらいじゃないかというふう聞いております。それは結局、大体、公立の受験が始まる前、1か月前には試験が終わってしまうものですから、もうそういうときは遊び回って、なかなか学校全体として勉強するムードでなくなるんじゃないかなというのは、その辺に大きな問題があるかなとちょっと私は個人的に思っております。

では次に、2問目の質問に移ります。

今回の調査では、学力調査のほかに、学習状況調査などのアンケートが行われました。自分によいところがあると思うか、やると決めたことはやり遂げるようにしてるか、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦してるかといった、そういった内容の調査であります。

そこで質問ですけども、このアンケート調査の結果はどうだったんでしょうか。調査の結果をどのように評価されておられるのか、教育委員会の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、学力・学習状況調査に伴うアンケート、質問紙調査なんですけれども、その結果についてお答えします。

質問紙調査では、「自分にはよいところがあると思いますか」「難しいことでも失敗を恐れず挑戦していますか」等の質問項目があります。それらの項目に対して、「とてもそう思う」「そう思う」という肯定的な回答をした子供の割合について、多くの質問項目で全国平均を下回っております。大刀洗町の小学生と中学生を比較すると、肯定的回答率が高いのは、むしろ中学生のほうであります。小学生は確かに点数は取れておるんですけれども、自分に自信を持つことに課題があるという結果になりました。

そこで、本町の目指す子供像として、非認知能力を全面的に打ち出し、現在、施策を進めているところであります。非認知能力とは、挑戦する心や友達と協働する心、自分を肯定する心など、テストでは測れない、しかしこれから先の社会を生き抜くために必要不可欠な力のことを言います。子供たちの非認知能力育成のために、しっかりしつけて、子供に任せて、たっぷり褒めるといった効果のある指導を実践してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど、認知能力と非認知能力というふうな言葉が出てきてありましたけど、要するに認知能力というのはテストで測れると、点数で出てくることで、知識とか技能、思考力、判断力などだと思いますし、非認知能力とはテストで測れない学力、他者と協働するための力、そういったものだろうということですけども。

子供たちの将来のことを考えますと、豊かな心を持った思いやりのある子供の育成というのが、これは私は学力以上に重要だと思っていますけども、どうしても学力調査が行われますと、得点率のほうが重視される傾向にあります。全国あるいは県内の市町村に対し、平均点が高いとか低いといった評価になりがちですけども、本来の教育の目的はそうじゃないと思っています。「豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和のとれた自立できる子どもの育成」というのが町の目指す子供像でありますので、学力の向上とともに、テストで測れない学力、非認知能力の育成もしっかり進めるべきであると考えています。

そこで質問ですけども、町ではテストで測れる学力とテストで測れない学力の両面の育成を目指すとされてますけども、このテストで測れない学力を育成するために、学校や教育委員会ではどのような対応をされてるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

非認知能力というところがちょっと難しいんですけども、認知能力というのは要するに学んだ力です。結果として表れる学んだ力です。非認知能力というのは、これから学ぼうとするあるいは自立していこうとする積極的な志をいいます。

私たちは、これを進めるために一番大事なのは、子供たち自身が自分で自分のことを認める、自分で自分に対する信頼感を基本にするということの基本をしながらやろうとしてるんですけども、鳴門教育大学に久我直人先生という方がいらっしゃって、効果のある指導ということを推奨されております。本町がお願いをして3年目になると思います。要するに、子供たちがよくできたときには、ボイスシャワーといってあるいはポジティブフォーカスといって、すばらしいところに焦点を当て、すばらしいことをやった場合は褒めようということで、子供たちが自分自身に対する信頼感を醸成していくような取組、これを基本としたいと思っています。

先ほど、平田議員さんがおっしゃったとおりでありまして、私たちも学力が高ければそれでいいとは決して思っておりませんで、やはり子供たちは最終的に自分の幸せあるいは周りの人の幸せ、そして自立していく、頑張って優しい子を育てたいというふうに思っています。頑張る優しい子です。頑張らなければなりませんし、他人に対する思いやりもつけていかなくちやなりませんけれども、そのために各学校では、各授業における子供たちへのボイスシャワーのかけ方とか

あるいはポジティブフォーカスといって、子供たちのよいところを発見して褒める、そしてみんなですぐそれをたたえ合う、認め合うといったような取組を、今、真っ最中でやっているところがございます。これからも、これは深化させていかななくてはいけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに、子供たちにとって、褒められることとか認められることというのは非常に、私の経験でも大切だなと思っております。

それでは、3問目の質問に移ります。

私は、非認知能力、つまりテストで測れない学力の育成に伴って、結果として学力というのは向上していくんじゃないかと思っています。中学生になると、学力向上に重点が置かれまして、非認知能力の取組がおろそかになって、結果として学力が低下するのかなと私は思っております。テストで測れない学力の向上というのは重要であって、しっかりと対応すべきであると思っています。

そうは言うものの、3年生になりますと高校受験が控えていますので、どうしても学力重視となるというのはやむを得ないことかなとも思っております。

今後、3年生の学力を国、県の平均値以上に向上させるために、非認知能力の育成を図るといのは、これは当然ですけども、学力向上のための新たな施策、こういった施策の展開は必要じゃないでしょうか。

そこで質問ですけども、中学生の学力向上のために、大刀洗独自の思い切った施策、そういったものを展開することはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

中学生の学力向上についての教育委員会の考え方についてということでもありますけれども、先ほど紹介されました、県学力調査が平均を初めて上回ったと、小中学校ともに、そういうお話でしたけれど、実はよくよくその中身を見ていくと、平均点は確かにそうなんですけども、4段階に分けた場合のAとBがふくらんで点数が高くなった。結果として平均点を上回ったわけです。平均点だけ見ていくと目の前がごまかされてしまいますけれども、実はC、D層は増えてますし、点数が落ちてる。つまり二極化してるという形です。

中学校におきまして、中1、中2のところは学びの土俵にきちんと上がるような状況がつけられてますけども、だんだんCとかDと言われている層の子供たちが、英語とか数学が非常に難しくなりますと途中で諦めて離脱していく、学びから離脱していくということがあるのではないかと思っております。

現在、中学校におきましては、県指定の学力向上推進拠点指定事業を行っておりまして、授業改善に取り組んでいます。特に教育委員会としても、C、D層の力をつけるにはどうしたらいいか、C、D層が学ぶ意欲を持ち続けるためにはどうしたらいいかという観点での授業改善に取り組んでいるところです。特に中学校における、先ほど申し上げました一斉講義型が中心になった中学校の授業、研究指定の2年目の今年、徐々に変わってきたというふうに思っています。

私たちは、子供が自分の将来像を思い描き、それを実現するために勉強するということをきちんと押さえた上で、主体的に、つまり高校入試のためではなくて、自分の自立あるいは人の幸せ、自分の幸せのために学んでいこうとする力を授業改善の中に折り込んでいきまして、例えばこういう授業をするからこうなりますというふうにはなかなかかならんと思いますので、非常に地道ではありますが、授業改善に日々取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をします。

中学生になると、多くの生徒が学習塾に通ってるようでございます。都市部には多くの学習塾がありますけども、大刀洗町には学習塾が少なく、久留米市や小郡市あるいは朝倉市などへ通わなくてはならないということでもあります。特に両親がお勤めの場合、子供を送り迎えすることができないで困るという意見もあります。

そのような中で、実は、広報たちあらい7月号に、福岡県学習支援事業新規受講生募集の案内がありました。これは、学校の予習・復習など基礎的な学習や、日常生活における学習習慣を身につけるための教室だそうで、大学生や社会人の支援員が子供の支援を行うということでもあります。自主的に勉強する場を設けることで学習する習慣が身につけば、学力は向上するんじゃないでしょうか。特にC、D層、こういう人には特に役に立つのかなと思っています。

本町では、調べてみますと、学習塾のトライグループが、ぬくもりの館で毎週1回、希望者を対象として事業を行っているということですけども、この事業というのは所得制限があるというふうに聞いております。

そこで質問なんですけども、所得制限を設けずに、中学生を対象として、本町独自の学習支援事業、つまり基礎的な学習や学習習慣を身につけるための事業を実施するということはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平田議員の御質問にお答えします。

平田議員が先ほど申されましたぬくもりの館での週1回というのは、福祉課のほうの事業で行われている事業かと思えます。その分に関しては、所得制限を設けてという形で、中学生を対象

にされているということで、そこの部分をなくすというのはなかなか難しいのかなと思っており
ますし、今現在、子ども課として、中学生を対象とした放課後の塾的なものというのは検討して
おりません。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 学校教育というのはカリキュラムがあるから、なかなか難しい面が
やっぱりあるんですかね。

それでは、本町では子供たちにタブレットが支給されていますので、このタブレットを活用す
れば、いつでも自宅で学習することができます。民間のトライグループに委託するとかあるいは
リクルートのスタディサプリを導入するなど、自宅でオンライン授業を受けることができるよう
な、そういった新たな事業の展開はできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

まず、このお答えする前に、補習授業あるいはサマースクール等、塾の先生によって、それは
もう数年にわたって過去やってまいりました。学校でもやりましたし、それから中央公民館等
でもやったんですけれど。

状況として申しますならば、1週間に一遍ずつ組んでいくんですけど、最初は20名、30名
が応募してくるんですけど、だんだん、すぐ尻すぼみになるんです。何回やっても同じでした。
だから、私たちは、いわゆる外部委託によって助けていただくというよりは、先ほどから申し
ますように、日々の授業で子供たちが意欲的にその授業に関わるような授業改善、最も地道です
けど、最も王道だと私は考えております。その方向でやりたいというふうに思ってます。

オンライン授業につきましてですけど、現在、ドリルが入っておりまして、それは授業を見
に行きますと、今までだったら小テスト、何か小さいプリントを配って小テストさせますね、
5分間ぐらい。その時間帯を使って、ドリルで自分の進度に応じたドリルで数学の問題を解いた
りとかいう状況で、今、やっています。

ただ、持ち帰ってやるかという、そこまではまだ行っておりませんで、もちろん臨時休業に
なった場合については、それをやりましたけれど、通常においては対面授業を基本としておりま
すので、今のところ、それはやられておりません。

ただ、授業の導入とかいろんな場面でタブレットパソコンを使うことは、もう、しょっちゅう
やっているという状況であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 学校のほうでもいろいろ過去やってきて現在があって、やっぱり要
するに自分で本当に学ばないと。学ぼうという意欲はどうやってつくるかというのが一番の課題

でしょうかね。

それでは次に、4点目の質問に移ります。

4点目の質問は、コミュニティ・スクールについてであります。

私は、平成28年12月議会で、今後の学力向上対策の一環として、家庭や地域での取組に力を入れるべきじゃないかとの質問をいたしました。この質問に対する教育長の回答は、1点目としては、授業改善に力を注ぎたい、学んだことが定着できる授業の充実を図ると。2点目として、家庭や地域の協力の下、4小学校でコミュニティ・スクールを実施するとのことでした。

ちょっと驚いたんですけども、教育委員会の対応というのは非常に迅速で、次年度には4小学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会が組織され、コミュニティ・スクールが動き出したということであります。

大刀洗小学校では、コミュニティ・スクールの一環として、子供たちや父兄とともに、地域の皆さんが一緒になった運動会が実施されました。また、子供たちと父兄、老人が合同で運動場の草取りなども行いました。地域の老人からは、「子供が大きくなって、小学生がおらんごとなったばってん、こげんして小学校の行事に参加できるけん、えらいよかばい」と、ちょっと分かったような、なかなか方言ですから分からないかしれませんが、そういった言葉が聞かれました。以来、小学校の行事に地域の方の参加が目立つようになったように思います。

コミュニティ・スクールは、学校教育に地域を巻き込んで、共に子供を育てたいという教育長のビジョンに基づき始められたというふうにお聞きしてはいますが、この取組は学校、地域、家庭が共に子供たちの教育を支えるという点においては非常に効果的であると私は思っております。

そこで質問でございますけども、本町におけるコミュニティ・スクールの具体的な取組内容や成果について御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えいたします。

その前に、本当に、コミュニティ・スクールの導入に当たって地域の皆様のお力添えを頂きまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げたいというふうに思います。

まず、コミュニティ・スクールをなぜ導入しようと思ったかということなんですけれども、先ほどから申しますように、私が12年9か月前に赴任したときに、まあ、中学校に全然地域住民の考え方なり、風が全く入っていない。天上天下唯我独尊とまでは言いませんけれど、中学校は独立王国のていをなしていたと思います。

そのときから、これはやっぱり住民の皆さんの意見を中に入れないと学校は変わらないんじゃないかという強い思いがありまして、当時、学力向上町民会議をつくりまして、それから、それぞれ学校支援部会をつくって、前段としての助走を始めたわけです。

一番最初にコミュニティ・スクールを導入したのは中学校でした。これは先行的に二、三年前からやり始めて、中学校にとにかく住民の皆さんの声を届けようというところから始まったわけです。

そういう経緯を経ながら、全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定してから、ちょうど今5年目を迎えております。各学校が工夫して、様々な取組を行っておられます。

一例を申し上げますと、本郷小学校ではつい先日、5年生が作ったお米を羽釜で炊いたり、菊池小学校ではコロナ禍で日々の消毒を行っていただくなど、地域と学校が一緒になり、地域と共にある学校づくりに向けて確実に動いているところです。

そして、今後は、地域と学校は共に子供を育てるパートナーとして、さらに力を合わせて取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、各小中学校、取組が違いますので、CSディレクターを配置しまして、年3回、推進協議会を開いて、横の関係を図りながら、あまり凹凸が出ないような形での推進をやっているというところでございまして、基本は、コミュニティ・スクールの肝は学校づくり、地域住民と学校が共に学校をどうつくるかということで話し合う協議体だというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私は勉強不足で、コミュニティ・スクールというのは小学校における取組とばかり思っていたんですけども、中学校でも実施されてるということをお聞きしました。

キャリア教育が行われてるということですけども、具体的にはどのような内容の取組なんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 中学校に導入した頃は、地域の方においでいただいて、アジをさばいてフライに揚げるとか餅つきをするといったような取組が行われたところですが、その中で次第に精選されてきましたけれど、現在、キャリアモデルとの出会い体験学習と、それからボランティアを中心に行っております。地域に住む様々な職種の方を学校にお招きいたしまして、様々な生き方に関する話を聞くことで、生徒が将来の目標像を描くことができるようにするための学習であります。学校運営協議会の皆様が町内の講師探しを担っていただきまして、多種多様な職種からおいいただき、子供たちにお話を聞かせる。これも3年生だけではなくて、1年生からの取組でして、1年間に15分ずつ、3つ回りますので3人の先生から話を聞けるんですけど、3年間で9人の方から、いろんな職種の方から話を聞いて、自分の在り方、生き方あるいは進路に役立てるといったようなことで、地域と学校が一緒になって進めているところであります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに、経験した人が語ってそれを聞くというのは、非常に子供たちにとっては参考になるのかなと思っています。全く先が、どのような仕事に就くのかも分からないし、その仕事がどういうもんかも具体的に分からないので、そういった方から意見を聞けば、非常に将来的な目標というのが持てるのかなと思います。

本町においては、町と教育委員会が協力して、子供たちの学力向上、豊かな心を持った子供の育成に取り組まれてきました。小学校、中学校に保育園を含めた教育というのも実施されるようになってきました。また、運動場や中庭の芝生化、空調機や洋式トイレ、1人1台のパソコンなどの導入、学校の耐震化、学童保育所の整備など、教育環境の整備に積極的に予算が投入されてきました。

先ほど、菊池小学校における教職員一体となったすばらしい学校運営の取組について報告いたしました。これは学校、家庭、地域の連携に加えまして、町や教育委員会による各種事業の取組というのが大きく影響していると思っています。このような取組が、結果として子供たちの学力向上につながってるのではないのでしょうか。

令和3年度の学力・学習状況調査では、小学生の学力は全国平均を上回り、上昇傾向を維持しています。また、中学生も、以前に比べれば学力はかなり向上してるようでございます。この傾向を止めることなく、町と教育委員会が連携し、学校、地域、家庭の協力の下に、引き続き子供たちの学力向上に努めていただきたいと思います。当然、テストで測れない学力、つまり非認知能力の向上も大切であります。情緒豊かな思いやりのある子供の育成を進めていただくよう希望するものであります。

最後になりましたけども、平成30年度に、大刀洗小学校の運動場が芝生化されました。私は、運動場の芝生化に伴って、子供たちの学力は間違いなく向上すると、そう思ったわけでございます。その後、中庭も芝生化されましたが、運動場や中庭の芝生化は、大刀洗町が目指す子供像、つまり「豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和のとれた自立できる子どもの育成」に大きな役割を果たしていると思っています。計画を進めていただきました教育委員会、そして予算を計上していただきました町当局に対し感謝を申し上げ、1問目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

2問目は、通学路の安全対策についてであります。

近年、飲酒運転による子供たちの痛ましい事故が新聞やテレビで度々報道されています。飲酒運転し、電柱に衝突した後、下校中の子供たちに突っ込んだというような事故がありました。事故があった場所は交通量が多く危険なので、ガードレールを設置するよう住民からの指摘があつていたそうであります。ガードレールがあれば、痛ましい事故は未然に防げたはずです。地域の

要望があったにもかかわらず、予算不足ということで、残念ながらガードレールは設置していませんでした。

本町の通学路も、狭くてガードレールがないなど危険な箇所があるように思います。10月末に行われた住民協議会において、子育て世代の委員さんから、狭い歩道を子供たちが通っており、心配であるというような意見が出されました。私は、通学路の安全確保は非常に重要だと思っています。危険と感じられる場所は、事故が起こる前に早急に改修するなど対応策を講ずるべきではないでしょうか。

そこで、まず1問目の質問をします。

町や教育委員会は、どのような方法で通学路の危険箇所を把握し、改修を進めておられるのか。通学路の安全を確保するための考えや対応策について御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平田議員の御質問の通学路の安全確保についてです。

全国的に登下校中の通学路での事故が後を絶たない状況でありまして、通学路の交通安全確保については万全を期す必要があると考えてはおります。

本町では、大刀洗町通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、毎年、合同点検を実施しております。合同点検には、久留米県土整備事務所、小郡警察署、町の建設課、総務課の安全係、学校教育係のほうで、学校から報告された危険箇所についての現地調査を行っております。点検結果が明らかになったら、その対策に必要な箇所にカラー舗装や警告の標示などハード対策、交通規制や通学路の変更、交通安全等のソフト対策など、具体的な実施方法について関係機関のほうで検討し、対策を進めております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問します。

まず1つ目ですけども、町内の通学路の危険箇所は、平成24年11月時点では155か所あって、そのうち153か所は対策を講じて、残りは2か所であると、そういうことでしたけども、そこで質問しますけど、現時点では町内の通学路の危険箇所は何か所あるのか。そして、そのうち大刀洗小学校の通学路の危険箇所というのは何か所あるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平田議員さんのほうの御質問で、危険箇所という形ですけども、言われたとおり、132か所に、またプラスして10か所ほど追加となっております。ちょっと正確に十何か所というのは覚えてないんですけども、そのうち、平田議員さんが言われたとおり、2か所だけが対策未実施という形です。

その1か所につきましては、床島の橋、佐田川橋の架け替えに伴って安全が確保されるっていうところと、大刀洗小学校のほうの件数を聞かれておりますが、そこが1か所という形で、322号ができれば、そちらのほうに通学路が変わって、安全対策となるという形で、その2か所が残っております。

その他の箇所につきましては、交通安全の子供たちへの指導なり、通学路の変更なりという形をして、安全を確保するような対策を行っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 思った以上に危険箇所は少ないわけです。何らかの対応をされているということですね。

実は先日、住民の方から、子供飛び出し注意の看板が古くて分かりづらいと、新しい看板にすべきじゃないかとの指摘がありました。そこで、調査したところ、確かに古くて、かなり前に作成された看板のようでした。

この際、通学路の安全確保対策の一環として、町の予算で新しい看板を設置したらいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松です。

それでは、子供飛び出し注意の看板設置の件でございます。

御質問の子供飛び出し注意の看板は、恐らく小学校のPTAのほうで設置されたものと聞き及んでおります。

子供たちの安全確保するためには、子供飛び出し注意等の注意喚起の看板はとても効果的な手法だと思いますので、町のほうでも看板を作成し、配布したいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 看板が必要な場合は、何か手続が要るんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 看板の配布につきましては、一応、個人の要望ではなくて、区の代表ということで、区長さんのほうから町の総務課窓口に見板の要望を出していただいて、町のほうで作成した看板を区長さんに配布しております。

その後、区長さんのほうで、必要箇所に飛び出し注意等の注意喚起の看板を設置をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ここで、配布した図面を御覧ください。

これは大刀洗小学校の主な通学路ですけども、番号が1から7まで打っております。非常に分かりづらくて、すいませんけども。

そこで、真ん中に1番、竹藪、2番の三角形、これは信号がないところです。それから、3番、4番とありますけども、こういうところは意外と竹藪を切っていただいたり、それから道路に沿って歩道を設けるような、そういった工事に取っかかっておられるとか、それから横断歩道注意の標示をされてたとか、そういうところであります。結構、町に通学路の改修というのを要請して4年半経過しましたけども、思った以上に改修は進んでいるなという気はいたします。

そこで、2問目の質問をします。

2問目の質問は、中川区の通学路でございます。

図面のところの下のほう、4番から5番についてが中川区の通学路ですけども、特に5番です。この通学路は、上高橋から中川に抜ける通学路であります。道幅が3.5メートルに、70センチぐらいの歩道が設置されていますけども、のり面が壊れつつあります。車とかトラクターあたりがかなり大型化していますので、そういったものが通るときは危険です。事故が起こる前に、歩道を改修するということはできないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中川区の通学路についての御質問でございます。

平田議員、御指摘の通学路は、昭和60年から平成11年にかけて実施された県営圃場整備事業の大刀洗西部地区で整備された農道ではないかというふうに思われます。

圃場整備事業で整備された農道の維持管理につきましては、地元をお願いしてございますので、老朽化により危険箇所が発生し補修が必要な場合につきましては、まず地元で、多面的機能支払交付金を活用した工事や、50万円までの工事に7割補助を行う町単独事業の活用を検討をお願いできればと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 多面的機能支払交付金事業で実施するよということですけども、今区の場合、多面的機能支払交付金事業には取り組んでいますけども、共同活動なんです。ハードをするような長寿命化には取り組んでいませんけども。共同活動で施設の軽微な補修はできるよになっていますけども、こういった農道の大規模な工事、そういった補修はできるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金の維持活動のほうで、こういった農道の補修ができるかという御質問でございますが、現地を私も確認しましたところ、多面的機能支払交付金での実施が可能というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私も現地を見ましたけど、砂利がむき出しになって、壊れてるんです。多分、これは最近の大雨で表土が流れて、のり面が壊れたんじゃないかというふうに思っています。

このまま放っておくと道路が壊れてしまいますので、災害復旧事業の実施というのはいけないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

災害復旧事業で実施ができないかという御質問でございますが、私、先ほども申し上げたとおり、現地を確認いたしました。長年の雨によって道路下部ののり面の土砂が流されて、道路が少しずつ削れていってるといような状況というふうに確認いたしました。よって、1度の災害で被害を被ったものとは確認できませんでしたので、災害復旧事業による実施は困難と考えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、3問目の質問に移ります。

3問目の質問は、高樋区の通学路でございます。2点質問します。

まず1点目です。図面の6番、ちょうど右上のところ。6番と7番がありますけども、この件についてであります。

まず6番ですけども、この通学路ですけども、診療所の近くを通過して、少しカーブしておりますので非常に見えづらくなっております。ここに横断歩道があるんです。本郷方面からスピードを出して来ますから、なかなか危険であります。運転手に注意を喚起するためにも、上高橋とか中川区の横断歩道と同じように、横断歩道注意の路面標示ができないものでしょうか。

それから2点目は、この7番のところ、通学路が梅雨時期になると道路が冠水するわけです。そこで、町長に道路の改修を要請しましたが、通行止めが起きないよう現状を改善する必要があるけども、県に改修を要望すると。つまり、大刀洗川の改修に合わせてやらなければいかんというような、そういった回答でした。

それから3年以上たちましたが、その後、どうなったんでしょう。道路の改修というのはいけないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高樋区の通学路についての御質問でございます。

この質問については、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

1つ目の高樋7区から診療所西側、県道塔ノ瀬十文字小郡線を横断する地点でございます。図面の⑥番でございます。

その地点は、カーブで見通しが悪く、車のスピードも上がりやすい危険箇所であることは存じております。高樋区の横断歩道につきましては、ダイヤモンドが引かれております。ダイヤモンドは、この先に横断歩道または自転車横断帯がありますと事前に予告されるもので、警察、公安委員会のほうから引かれてあります。

県道鳥栖朝倉線の上高橋区、サロン・ド・あざれあ前、図面の③番、OYASAI KITCHEN前、④番の舗装工事に合わせ、県のほうが、横断歩道注意と漢字で路面標示がなされております。この標示のほうが通行する自動車に分かりやすいと思われまますので、現況を踏まえた上で、変更可能かを含めて県へ要望したいと思っております。

2つ目の冠水する道路の改修について、図面の7番でございますが、この件につきましては、通行止めが起きないよう現状を改善する必要がありますが、河川改修との関係がありますので、大刀洗川改修計画に合わせ、県と打合せをしつつ、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） この7区の通行止めになるというところについては、河川改修との関係はあるといっても、やはり何とかしないと、河川改修っていっても、もう10年以上かかるんです。だから、現に毎年起こってることですから、県のほうにも強く働きかけて、この分だけでも優先的に改修してもらいたいなというふうに思っております。

最近、子供たちの交通事故が度々新聞、テレビで報道されてるのは先ほど申し上げたとおりでございますけども、飲酒運転などの厳罰化というのは進みましたが、交通事故は相変わらず起きていますので、事故は起きるということを前提に通学路の安全対策をしっかりと講ずる必要があると思っております。当然、予算が伴いますけども、事故が起きてからでは遅いので、なるべく早い時期に対策を講じる必要があると思っております。

前回、私が通学路の安全確保対策について指摘してから、既に4年半が経過しましたが、先ほど言いましたように、思った以上に取組は進んでいるようでございます。関係各課、学校、警察など、関係者が集まり、毎年、通学路安全対策会議が開催され、通学路の危険箇所の確認や

対策が講じられているということで、少し安心いたしました。

今後は、子供たちの安全を確保するために、危険と判断される通学路は早急に改修を進めるとか、あるいは危険な箇所には積極的に飛び出し注意の看板を設置するといった対策を講じまして、通学路の危険箇所ゼロ、子供たちの交通事故ゼロを目指して、引き続き努力してください。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で11時10分まで、しばらく休憩をしたいと思えます。

休憩 午前11時00分

.....

再開 午前11時10分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き、議事を再開いたします。

次に、通告を受けております、8番、東義一議員、発言席からお願いします。東義一議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. 町有地の管理責任について
2. 住民協議会の答申について

○議員（8番 東 義一） 議席番号8番、東義一です。マスクを取らせていただきます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、1番目に、町有地の管理責任について、2番目に、住民協議会への答申について、以上2点につき、順次質問をいたしますので、執行部におかれましては、明確な回答をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは1番目に、町有地管理責任については小項目ごとに質問いたします。

最初に、（1）町道の適切な維持、道路パトロールの実施の対応についてを問うものであります。

このことにつきましては、令和3年9月定例会の一般質問でも、道路管理者の責任について、町としての見解をただしたところでございます。しかし、どうも私の質問の趣旨と執行部の見解がうまくかみ合わない状態であったと反省し、後日、議事録を再度見直した次第でございます。

また、ナンバー172号、たちあらい議会だより文中に、傍聴席からこんな声も頂きました。私の質問に対しての御意見だと思っておりますが、町道管理責任はどこまで行政が行うべきか、よく議論が必要ということでした。

また、第5次大刀洗町総合計画基本計画第3施策、道路の整備の中で、目標とする姿、道路が維持・整備され、車や人が安全で快適に通ることができていますというふうにあります。

そこで、再度、一般交通の用に供する道路としての道路管理者としての管理責任について、改めて町長の見解を問うものであります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の町有地の管理責任について、答弁をいたします。

町道の適切な維持と道路パトロールについての御質問でございます。

町道の維持管理につきましては、9月議会でも答弁させていただきましたとおり、毎年の区長要望や交通量等も勘案して、より危険度の高いところ、優先度の高いところから補修工事を実施し、維持管理に努めているところでございます。

また、町道のパトロールにつきましては、建設課の職員で、それぞれ2名3班体制で、舗装、側溝、防護柵、標識、ミラー、区画線等を管理項目といたしまして、前期と後期に道路パトロールを実施するとともに、暴風雨や台風等のあとも幹線道路等の巡回パトロールを実施をしております。

また、区長会や町の建設協同組合にも道路の異常箇所を発見した際には、連絡いただくよう依頼しておるところでございます。地域の皆様にも道路管理に協力をいただいているところでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、答弁させていただきます。

まず、9月議会におきまして、専決処分させていただきました町道195号高食白鳥線の陥没穴での自動車事故の箇所につきましては、現在、佐田川の架け替え工事との調整もあり遅くなりましたが、町内一円工事において、舗装工事を12月中旬にする予定でございます。報告させていただきます。

それと、道路パトロールにつきましては、定期パトロールとして、後期パトロールを12月末までに2名3班の体制で、それぞれの班で計画し、現在実施中でございます。

パトロール中に危険な箇所、ポットホール、通行の妨げになる落下物等を見つけた場合は、早急に対応し、事故のないように努めております。

建設組合、郵便局、区長、その他住民の方からの情報提供も道路管理の貴重な情報としております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 課長の説明、ありがとうございました。

私が再度一般質問をさせていただく理由ですけど、先日の課長答弁によると、未舗装道路の除草を町で全部管理することになるとか、かなり経費がかなり難しい面もあると、経費がかかるという答弁でございました。

それと、町道の草刈りに関しましては、地元で協力をお願いし、地元関係者で困難な修繕工事などについては、これまでどおり実施し、町道を地元と町が協働して維持管理を行っていかねばならないと考えているということでしたが、そもそも今回、私が道路管理者としての責務について質問するまで、二級町道ですね、井堰富多線でございますけど、兼用道路になっておりますが、町の管理、これは道路パトロールも含んでおりますけど、何かこの二級町道の井堰富多線は、どうも町の管理からもう逸脱され、道路には草が生え茂り、一般交通の用に供するという道路本来の目的を達しているとは認め難いが、特定の関係者のみが利用する道路と位置づけてありました。

こうしたことから、道路管理者の責務というものを再認識してくださいということを質問の末尾に、課長のほうに申し上げたところでございます。

こういったふうに、二級町道、その他の町道、遡って一級町道、数々ありますけど、そもそも道路パトロールを年2回、7月と暮れにされてあるという、課長の答弁でございましたけど、その間、この私が質問しております二級町道、これについてもパトロールもしてなかったというふうに、私、先ほど申しましたように、その道路管理者から、もう道路とは認めないよと逸脱されたように、私は取っているわけなんですよ。そこのところを課長のほうに電話で申し上げたんですけど、大体その、井堰富多線の舗装を剥いだのはいつ頃かということもお尋ねしましたが、その件について、課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課内で、何年前に、以前舗装されたのを剥いだのかというのを調べさせてもらったら、約15年ほど前に舗装を剥いだということでございます。前回の議会のときにも、クラックが入って、やっぱり幅員が2メートルほどで、どうしても縦のほうから縦割れが、ひびが入って、段差がつくということで、このまま管理していくと、通行にも危険を来すということで、道路の舗装を剥いだということを調べましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長の答弁によりますと、十数年前に道路舗装を剥いだということなんですけど、その間に、先ほども、くどいようですけど、草が生えていたんですよ。そういったところを道路パトロールをしているということなんですけど、そのパトロールが年2回開催したとか、そういったものじゃなくて、私自身思うのは、道路パトロールというのは、道路

に損傷がないか、側溝にまた損傷がないか、通行するために、安全がなされているかということを確認しながらパトロールされてあると思うですよ。どうも課長の答弁を聞きよると、この十数年間、全然パトロールは、この場所については全然されてないと。私のほうが9月の定例議会に質問するまでは、草が毎年生えているとかということも把握されてなかったという形で、この前も申し上げましたけど、これは道路管理者の責務を逸脱しておられると思うんですよ。

それで、課長の報告から、先ほど報告ありましたけど、道路管理瑕疵によって、説明がありましたように、住民あるいは第三者の方に嫌な思いをさせたり、また病院に行ったり、そういったことの原因を道路管理者としてされてあるということに対して、私自身はやはり道路管理者の責務というものを、今、改めて、やはりこう、執行部の方全員だと思いますし、また我々住民、また議員も同じことですけど、やはり事が起きて、保険があるからその保険で対処しましたとかいうんじゃなくて、やはり誠意というものを住民等に周知していただきたいと思いますけど、町長のお考えをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のところは、もっともなところもございますので、今、道路パトロールの在り方も含めて、どういうやり方が町道の管理としてやるべきなのか、他自治体の事例も参考にさせていただきながら、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 道路パトロールの件につきましては、事故等が発生して報告があった時点で、全協の中で、野瀬議員のほうから、やはり職員だけでは対応できない面もあろうから、地元の区長なり、また郵便局のほうの配達の方にも協力を依頼したらどうかというふうな前向きな意見が、野瀬議員のほうからあったんですけど、それに対して課長のほうは、例えば、区長はもちろんだと思いますが、郵便局への対応というか、お願いというものはされたんでしょうか。そのことについてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 答弁します。

建設課のほうで調べましたら、平成29年に協定のほうを結んでおりましたので、郵便局のほうと一応町内の配達を、配達員さんが回る際に、道路の異常箇所を見つけた場合は、こちらの建設課のほうに連絡していただくような協定を結んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 郵便局と協定を結ばれてあるということは、ありがたいことだと思

います。

また、郵便局の配達員等は、不法投棄関係についても、以前締結されてあるというふうに、私、記憶しております。

それで、締結しているからというんじゃないくて、やはりその道路パトロールについても、年2回だけじゃなくて、以前質問があったときも、建設課なりが現場に行く途中にパトロールを兼ねているとか、それと職員が町内に出るときに、道路の状況等をパトロールしているというふうな報告を受けたということを経験しているんですね。だから、私が思っているのは、最後のほうに言おうと思ったんですけど、もう言いつ放し、回答しつ放しじゃなくて、何がどうなったかというのを、今まで以上に真摯に考えていただきたいというふうに考えております。

そこで、道路管理についての責務については、町長、またあるいは建設課長のほうから、答弁というふうな形で頂いたんですけど、もう少し、やはりこう、面積も広いし、道路延長も広いし、なかなか大変だと思うんですね。だけど、そういった中にも、不意の災害が起こらないように万全を尽くしてやって、万が一事故が起きたときでも、こういったことをやった、しかし、こういったことについてできたというふうな、できない言い訳よりも、やはりできる言い訳のほうを優先してほしいというふうに思います。

それについてはまた今後、建設課なりの御意見を賜りながら、私なりに考えていきたいというふうに思っておりますので、建設課長は承知していると思っておりますけど、道路管理者の責務というものを、再確認を、くどいようですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の件ですけど、またこの道路に限らず、町道全般道路の老朽化、先日の答弁で、町長も答弁されましたけど、やはり老朽化が目立っておりますし、やはり亀の甲状態の道路、道路の舗装部分が亀の甲羅みらいにひびが入っているという状況が多々見られます。だから、町道の適切な維持、先ほど申しましたけど、年2回の道路パトロールを実施されているということですけど、くどいようですけど、何回したとかそういったものは関係ないんですね。やっぱり不備なところは早く発見して、事故が起きないようにするのがやはり行政の責務であるというふうに私自身は考えておりますので、そういったことで、道路パトロールの実施については、町長も先ほど答弁されましたが、内容の充実の対応を、さらにこう中身を深めていっていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほど冒頭にも申し上げましたけど、さらに傍聴者からの声である、私の質問であろうということに対して、町道の管理責任は、どこまでが行政が負うべきか、よく議論が必要という形で、傍聴者の方からコメントを頂いておりますが、このことについて、十分精査・検証が必要と思ひますが、町長の見解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

申し訳ないですが、議員の御質問の趣旨が分からなかったので、もう一度御質問いただけますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 東議員、どうぞ。

○議員（8番 東 義一） これにつきましては、私が言った、町道の管理責任はどこまで行政が行うべきかということについての、私に対する、詳細に周知してくれということなんですかね。ちょっと、私、ここは、町長のほうの御意見がちょっと頭にありませんでしたので。

この傍聴者からの声に対して、執行部のほうがどう答えていいかというふうなところに疑義を生じてあるのか、そもそも私の道路管理者に対する質問について、どういうことを私のほうが執行部のほうに求めてあるということの問いですかね。ちょっと私の逆質問で申し訳ないんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 東議員の質問の趣旨、ポイントが何かということが分からないからということでの、町長からの反問権だと思います。よろしいですか。質問の内容をもう一度お願いします。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 私の質問不足で申し訳ございませんでした。

私が申し上げているのは、先ほどから申しましているように、道路管理者の責任としての責務関係が十分に浸透しているのかということと、やはりその町道の管理責任者として、先ほどと同じこと繰り返しますけど、危険箇所とか、それについては、行政がもちろん補修とか舗装とか、当然、行政がすべきことなんですよ。

それを、私が質問したことについては、先ほど申しましたように、建設課長の答弁の中で、地元を協力を依頼するとか、そういった答弁がなされたんですよ。だから、私としては、どこまでが行政がやっちゃって、どこまでが地元の協力を依頼するとか、何かこう行政の職務を地元のほうにも転嫁というんですかね、そういったことがなされているんじゃないかという気がして、質問させていただいたんですよ。

そういったところで、傍聴者の方は、町道の管理責任はどこまで行政が行うべきかということの内容だと思うんですよ。

私が申し上げているのは、その行政がすべきことは当然されてありますけど、何でもかんでも行政行政というふうを持っていかれると、やっぱりその、何ですかね、行政区のほうとしても、草刈り等については自主的にやってあるんですよ。先日も申しあげましたように、道路ののり面のところは、田んぼの方が草刈ってあるんですよ。本来は町道の管理だから、町がせにやいかんとですよ。だけど、課長が申されたように、莫大な金がかかるというふうな答弁やったんですよ。私が思うとに、金がかかってもいいんじゃないかと。むしろ草刈りをしよって、住民

の方が草刈り等でけがをされた場合にどうするんだということにもつながっていくと思うんですよ。

だから、そういった形で、行政がやれることは当然今までやってありますが、さらなる、町長が先ほど申されましたように、見直すところは見直して、また、新たな考え方でいかれたほうがいいんじゃないかということを私は質問を申し上げているんですよ。私のほうが言葉足らずで、町長のほうの頭に入らなかったかもしれませんけど。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町道の管理責任については、これは、町にございます。ただ、日常の、例えば、道路の草刈り等については、これまでも地域の皆様に御協力をいただきながら、維持管理に協力をいただいていたところでございます。

議員が御指摘の点は分かるんですけれども、どうしても町だけで全ての町道なり、あるいはいろんな施設ございます。それを全て税金で賄うということになれば、かなりのコストもかかりますし、これは市町村合併の話があったときに、住民投票で、単独の道を選択した際に、町でできること、もう当然、町でしないといけないんですけれども、地域でできることについては、地域の皆様にも御協力いただきながら、単独でやっていくんだということを行財政改革大綱で定めて、その御理解をいただきながら、これまでも実施してきたところでございます。

全てを、全部、税金払っているんだから税金で賄えという考え方も、それはそういう考え方があるかと思えますけれども、今の大刀洗町、これからもいろんな意味で維持管理費は、道路だけではなくかかってまいります。それに対して、全てを行政だけで賄うというのは、大変厳しくなることが予想されますので、私としましては、今後も、地域の皆様に御協力をいただきながら、維持管理を図ってまいりたいと考えております。

ただ、先ほど冒頭にございました、パトロールの在り方については、近隣の自治体の動向も踏まえて検討させていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁、ありがとうございます。

私が一番その草刈りの問題で、一番聞きたかったのは、くどいんですけど、9月の定例議会のほうで、課長のほうが、兼用道路で肩から1.2メートルは町のほうから負担金をもらってやっているんですよ。6箇所ぐらいかな。この前も課長の答弁は、私が言っているのは天端なんですよ、天端。天端のことを、私、質問しているのに、草刈りはやってますとか、地元にお願いしますとかいう課長の答弁なんですよ。

だから、私の言っているのは、のり面を、肩からの1.2メートル、十分承知しているんですよ。その天端を道路管理者が当然行わないことを、先ほどの課長の答弁では、十数年もほったらかしておったと。だから、私はこの前申し上げたように、草が生えていると言ったら、今年の夏は雨が多かったから草が生えていますと。そういった理由じゃなくて、その機械の、モーターグレーダーという、専門用語なんですけど、道路をガーッと押して行って、そしてクラッシャーランを引いて、そして転圧するというものですよ。

だから、私が、しつこいんですけどね、この前申し上げたのは、課長の答弁では、モーターグレーダーは3.何メーターあったと思うんですよ。そして機械が入らないと。それやったらブルドーザーでもいいんじゃないかというふうな、何か新たな考えを、やはり町民のためにやらないかんといい心意気があれば、手法はいっぱいあると思うんですよ。そういったところを私は申し上げたかったんですよ。

だから、先ほど申しましたように、金がないとか、よく建設課は言うんですよ。いろんな区長からも聞いたんですけど、建設課に相談に行ったら。予算がありませんって、予算がないなら補正予算を組めばいいんじゃないかと私はその区長等にお話ししたんですけど、やはりその、予算がないとかということやったら、それは執行部のほうの予算の見積りの違いなんですよ。

だから、そういったこともやはり予算を、ちょうど、今、予算編成時期だと思うんですけど、やはり事故が起きてからもうできない、先ほども、くどいんですけど、できない言い訳するよりも、予算編成については、もう去年の12月に、私、予算編成についても、町長のほうに一般質問させていただいたわけなんですけど、やはり途中で予算がないとか、それやったら補正予算組んでもいいじゃないですか、ということ私には思っているんですよ。

だから、そういったところも、町長あるいは副町長のほうから職員の方に、補正予算といったらもう、執行部のほうが御存じだと思いますけど、緊急やむを得ない場合だけが補正予算だと私は記憶しているんですよ。

だから、そういったふうに補正予算を組むということであれば、やはり十分その大義名分が立たないかと思いますが、当初予算については十分検討を、検討というか、検証をお願いしたいというふうに思っております。

それと、先ほどの、途中で道にそれたんですけど、道路パトロールをされてあるということは分かるんですけど、その道路パトロールのことについても、いま一度見直しというものを、町長が申されたように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きますが、町長の先ほどの傍聴者からの声ということについては、よろしゅうございませぬか。私が質問して、言うとおかしいんですけど、こういった方に、我々議員は一般質問させていただいているんですけど、やっぱり傍聴者の方から、こういったメッセージを頂くというこ

とは、やはりそれだけ町民の方が十分この一般質問に、興味というか、えらい、そういったものに前向きだということを、私自身、改めて感じたところでございます。

次に参ります。次の小項目の2番ですけど、道路管理瑕疵による自動車事故、また、町有地フェンス老朽化による事故で、住民や第三者が被害に遭われて、事件が続出している昨今であります。

そこで、(2)の町有地の施設、これは教育施設を含むという形で通告しておりますが、等の整備点検についてお尋ねいたします。

まず、町有地の施設等の点検整備についてを1番目として、次に、教育施設であります、教育施設等の点検整備について順番でお尋ねいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、町有地についてでございますけど、町有地の中には、施設内のフェンス、それと公園も、大刀洗公園、それと大堰公園、桜つつみ公園と3か所大きい公園等がありますが、そこに設置してある遊具、ベンチ、それとか道路関係に設置されてある道路反射鏡とかガードレール等の交通安全施設、それとサイン施設ですね、看板ですけど、看板施設等の点検整備について、どのような方法で実施されてあるのか、お尋ねいたします。

○議長(安丸眞一郎) 答弁求めます。中山町長。

○町長(中山 哲志) 町有地の施設等の整備・点検についての御質問でございます。

この質問については、それぞれ施設の担当課長から答弁をいたします。

○議長(安丸眞一郎) 重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、施設管理ということで、まず、総務課が管理している施設について御説明いたします。

まず、総務課で管理している分は、役場庁舎が管理をしております、道路と面しているフェンスもしくは門扉につきましては、役場庁舎の北側に設置しているフェンスが町道と接しをしております。点検等につきましては、職員が点検をしております。

また、道路の交差点等に設置をしておりますカーブミラーの点検につきましては、職員が町内を通行する際に、外見目視で確認をしたり、また、毎年秋に交通安全施設の区長要望を依頼する際に、カーブミラーの支柱点検を区長さんのほうにお願いし、もし老朽化や腐食が著しいカーブミラーの支柱につきましては、その要望書を提出する際に、更新をするようにということで、記載していただくようお願いをしております。

総務課からは以上です。

○議員(8番 東 義一) 議長、すみません。議長。

○議長(安丸眞一郎) 今、答弁中ですけど、いいですか。東義一議員。

○議員(8番 東 義一) すみません、私の質問の中で、庁舎内のエレベーターとか、そうい

ったことについてはちょっと省いて質問させていただいておりますので、その点、申し遅れて申し訳ございませんけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、執行部のほうは。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課分を御報告いたします。企画係分です。

西大刀洗駅駐車場道路に面してフェンス、看板、設置しております。職員のほうで適宜しております。

本郷駅駐輪場のほうでございます。看板を設置しておりますので、こちらも職員が適宜点検しております。

大堰駅の自動車待機所、駐輪場でございます。こちら道路に面してフェンス、看板を設置させていただいております。こちらも職員が適宜点検しております。本郷駅待機所でございます。こちらもフェンスと看板を設置しておりますので、職員が適宜点検しております。

上高橋にございます観光バス、路線バス利用者駐車場でございます。こちら看板設置しておりますので、職員が適宜点検しております。

続いて、大刀洗小前多目的駐車場でございます。こちらもフェンスを設置しておりますので、職員が適宜点検をさせてもらっております。

スカイラーク菊池、上高橋、大堰駅前、3棟ございます。こちらもフェンスを設置しておりますが、こちらは委託業者によって適宜点検をしておるところでございます。

斎場ふるさとでございます。斎場ふるさと、フェンス、看板、設置しておりますが、こちらも委託業者に適宜点検をしております。

自治振興係分でございます。自治振興係、サイン事業を持っております。庁内のサイン、令和2年度、令和3年度に、最新ですと5年ごとの更新時期が来ておりますので、全棟確認をしております。

あと、コミュニティセンターでいきます。本郷のふれあいセンター、大刀洗の南部コミュニティセンターのほうで、道路に面してフェンスを設置しておりますので、こちらもセンターの職員または役場の職員で適宜点検をしております。

この適宜の定義は、年に1回とかではなく、職員が通るときに必ず見ておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） もう町長部局のほうはよろしいですか。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課のほうで管理しております、大刀洗公園、大堰公園を管理しております、その遊具施設の点検状況でございます。

遊具の施設の点検につきましては、公園施設製品安全管理士の資格を持つ業者に、年1回の点

検を委託しております。

点検内容につきましては、一般社団法人日本公園施設業協会の遊具等の点検基準に準じて点検を行っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 住民課で管理しております、ふるさと北側の町有地フェンスの扉につきましては、9月に台風の風圧の影響で自動車事故が発生いたしました。

この件につきましては、12月の補正予算で修繕費を計上しております、金具のストッパーで道路側へ確実に開かない構造に変更いたします。

今後、施設の整備・点検については、一定規模以上の台風接近前には必ず扉の点検を実施し、事故の再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課です。子ども課のほうで管理しております、各学校につきましては、日々、教職員のほうが点検をしておりますので、その都度危険な箇所がありましたら、日々、子供たちも使っているので、修繕を行っているところです。

なお、遊具については、建設課と同じように、年に1回点検を行っております。また、子育て支援のほうで児童遊園の管理をしておりますが、お宮等にありますが、区の遊具等も含めまして、昨年度点検を行っております、大体2年に一度、点検が終わりましたら、各区で管理してある遊具の危険度合については、区長さんへお渡しいたしまして、今後、修理するのか、撤去するのかを決めていただいているところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 生涯学習課で管理しております社会教育施設、中央公民館、ドリームセンター及び社会体育施設、これは勤労者体育センター、運動公園、武道場になります。こちらにおきましては、施設及びそのフェンス等の設備につきましては、職員並びに管理人において、随時目視による点検を行っておるところでございます。

施設内の設備につきましては、それぞれの専門業者、こちらのほうに委託契約に基づき、定期的な点検を行っておるところでございます。

運動公園内の遊具につきましては、管理人の日々の点検で異常や破損が見られた場合につきましては、その都度修理等を行っておるところでございますが、安全性を担保する、または事故を未然に防ぐということが非常に大事でございますので、次年度よりは専門業者による定期点検

の費用を当初予算に計上するところであります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 執行部の答弁が終わりました。

再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 各課それぞれ担当業務についての回答、ありがとうございました。

それで、私も過日、3時間ぐらいかかって、今、報告があった施設関係を、散策というか、そういう形で、あら探しとかということは目的じゃなかったんですけど、3時間ほどかかって見させていただきました。

それで、今、課長の答弁がありましたように、大刀洗公園、それと子ども課の小学校の体育器具、遊具施設点検、それと運動公園遊具点検については、これは予算に計上されてあります。それで、本来、業者が点検されてあると思うんですが、1点、私が気づいたのは、これはもう発注済みかもしれませんが、庁舎内の前にあるサインの、総合案内板ですね、これが物すごい劣化しているんですよ。皆さんも十分御承知だと思いますけど。やはり役場の玄関で、役場の総合案内板という形でありますので、そこについては、もう発注されてあるのかを、まず一点、質問いたします。

それと、大刀洗公園につきましては、大刀洗公園も点検委託をされてありますが、ベンチの、板というんですかね、あれももう腐食してるんですよ。今度の補正予算で6か所ベンチが設置、健康づくり関係で6か所設置されるということなんですけど、今あるベンチはもう撤去されて、新たに6か所設置されるのが2点。

それと。

○議長（安丸眞一郎） 東議員、一問一答でいきますから。

○議員（8番 東 義一） ああ、そうですか。

○議長（安丸眞一郎） 今、2つ質問された分は執行部に答弁させますので、よろしいですか。

○議員（8番 東 義一） はい、いいです。

○議長（安丸眞一郎） それでは、執行部の答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） サインの点検を発注しているかという御質問にお答えします。

現在では発注しておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えします。

ベンチについての質問です。大刀洗公園の分でございますが、この前、補正で出しておりましたベンチの分でございますが、今あるベンチは使える分とちょっと腐食した分がございますので、

その分は撤去して、そして新しい分を入れまして、大体100メートルピッチのウォーキングコースに設置するような形で計画をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 続きまして、運動公園の件ですけど、これ、運動公園、シェルターが5か所あると思うんですよね。例えば、雨が降ったときに緊急避難するとか、それ、5か所だったと思うんですよね。その5か所の中の1か所が、結局、シェルターで上のほうが、タキロンというか、そういった形でされてあるんですけど、これが全部もう飛んでいったというか、もう劣化して、もう利用価値がないような状態なんですよ。

そのところも、せっかくグラウンドの補修もされてありますし、そういったところも点検をされてあると思うんですよね。これも、運動公園も、これ、点検委託料で上がっているんですよ、7万5,000円。だから、そのところも、そのシェルターも一緒に入っているかどうか、ちょっと、私、分かりませんが、そういったところで早急に対応をお願いしたいと思いますし、遊具施設、ジャングルジムというんですか、滑り台もあって。そこを見よったら、もう下のほうから見たら腐食して、穴がぽこっと開いているところも見受けられますので、これも事故が起きて何じゃかんじゃというのでもできない言い訳になりますので、早急に対応をお願いできたらというふうに思います。

それと、私がこういったことを質問したかと申しますと、やはりもう近隣ですね、支柱が倒れたとか、そういった形で負傷されてある事故等が、新聞・ニュース等で見受けられますので、転ばぬ先の杖じゃあございませんけど、そういった形でやはり対応をお願いしたいと思いますし、今、令和4年度の予算編成時期だと思いますので、そういったことを頭に置かれて、十分精査・検証の上、点検保守委託料も、目視ということもお尋ねで答えていただきましたけど、専門業者にされたほうがよろしいかと思っておりますので、その点検保守委託料についても、検討いただければと思います。

最後になりますけど、住民協議会の答申についてをお尋ねいたします。

このことについては、第5次大刀洗町総合計画30施策、地縁・支縁コミュニティと住民参画に示されていますように、住民参画、協働によるまちづくりの推進という形でうたわれております。

町の課題について自由に議論を行う住民協議会が、平成25年から9回実施されているが、住民協議会からの答申の対応についてお伺いいたします。

本協議会は、よりたくさんの町民の方の意見を町政に反映させるため、また町の施策、事業、

課題について委員が自由に議論を行い、最終的には、協議会の意見として町長に提出されております、これは答申という形で。

そして、平成25年度から幅広く、「ごみ問題」、「地域包括ケアシステム」、「地域自治体と行政の役割」、「子育て支援」、「防災」、「暮らしの中の鉄道」、「健康づくり」、「大刀洗公園の今後」をテーマに9回実施されておりますし、現在もごみ問題について協議会がされております。高校生を含む町民延べ258人の方が任命されて、協議会をされておるわけです。

こうした住民協議会委員から、最終的に町長のほうに答申がなされておりますが、このような意見を精査・検証も当然、執行部のほうはされてあると思えますけど、どのような形で今後の町政に反映されていくのか、その対応についてお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の住民協議会の答申について、答弁をさせていただきます。

住民協議会からの答申への対応についての御質問でございます。

例えば、昨年度は、「大刀洗公園の今後をどうする？ゼロから考えてみよう！」をテーマに、住民協議会を実施したところでございますが、今年度、大刀洗公園の複合遊具等の設計更新工事をプロポーザル方式でやっております。

その際に、住民協議会の答申もプロポーザルの事業者に資料としてお渡ししまして、その答申に沿ったプロポーザルの内容になっているかということ、提案書の評価基準の1項目として盛り込んだところでございます。

また、議員のほうからずっと御紹介ございましたけれども、例えば、ごみ問題では、不燃ごみの袋が大きくて、もっと小さい袋に変更できないのかというふうな御意見もございまして、小さい袋を新たに販売することとしたり、地域包括ケアでは、町内3か所程度で実施をしていた健康体操教室が、遠くて行きづらいというふうな御意見がございましたので、行政区単位での分館体操の取組につなげていったところでございます。

また、暮らしの中の鉄道では、役場の駐車場のパーク・アンド・ライドのほうが、当初、定期券利用者しか開放しておりませんでしたので、休日とかにふらっと出かけようとするときに、利用できないんだというふうなお声がございましたので、定期券利用者以外にも利用できるパーク・アンド・ライドの区画を設けたりしたところでございます。

答申の対応の詳細については、各担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、総務課のほうで答申の対応した分について御説明いたします。

まず、その前に、御質問の平成25年から9回実施されているが、住民協議会の答申ということで御質問が上がっていますが、平成25年度は、テーマは一応、ごみ行政については協議していただきましたけども、試行開催であったために、答申するまでには至っておりませんので、平成26年度からの答申について御説明いたします。

ただ、総務課のほうの答申内容が、平成28年の防災及び平成29年の防災の答申の対応について、総務課のほうから説明いたします。

まず、平成28年度のテーマ、防災についての答申の中で、内容的には、非常食を含む災害用備蓄品は、町が一括して保管して配布するのではなく、災害時にすぐ活用できるように、地域でも保管すべきという答申がありましたので、町の対応としては、翌年度に町が保管している備蓄品一覧表を全区長に配付をして、各区長から要望を取りまして、要望に沿う形で、各行政区及び校区センターに備蓄品の配布をし、今現在も各公民館及び校区センターに保管し、活用していただいているところであります。

平成29年度のテーマ、防災につきましては、ちょうど町のほうで、避難所運営マニュアルというのを策定中でしたので、その協議会の中で、避難所運営マニュアルについての内容を協議をしていただきました。

いろいろな意見が出ました。その中で、可能な範囲で皆さんの御意見を取り入れた避難所運営マニュアルを作成し、指定避難所になっている各校区センターに配布をしているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課でございます。地域振興課は、平成27年度の地域自治体と行政の役割及び平成30年度、暮らしの中の鉄道となっております。

まず、地域自治体と行政の役割につきまして協議されました答申内容から、センターの交付金、当時、一括交付金でございましたので、交付金の明確化などというものが出ております。それに対しまして、28年に補助金制度をつくりまして、交付金から補助金への転換をしておるところでございます。

また、校区センターと行政区の連携を取ってほしいなどという答申内容もございました。校区センターの運営をいま一度確認して見える化をした後、センター長会議のほうでも内容をもみまして、内容等を確認しておるところでございます。

さらに、センター長会議から、その各校区の、校区運営代表者連携会議等を開催するなどしております。

また、情報が届いていないということでしたので、各コミュニティセンターより。

○議長（安丸眞一郎） ちょっと、課長、答弁中ですけど、チャイムが鳴り終わるまで待ってください。はい、どうぞ、続けてください。

○地域振興課長（村田 まみ） 各コミュニティセンターより、コミュニティセンターだよりの発行などを行うようになりました。また、サロンなどを開催して、気軽に立ち寄れるようにしてほしいという答申がございましたので、大堰、本郷などでサロンの展開が始まっております。

暮らしの中の鉄道でございます。これは、公共交通の活性化でございます。

公共交通をもっと活性化させるために、巡回バスの取組を開始をしております。そのワークショップの開催をして、現在、公共交通の課題について取り組んでおるところでございます。

西鉄甘木鉄道、西鉄に関しましては、パーク・アンド・ライド、そしてキス・アンド・ライド、駐車場、駐輪場の整備を行っておるところでございます。

また、西鉄、今年度、12月で100周年記念となりますが、周知が足りないということでございましたので、それに伴う写真展を開催し、フォトブック、今月の初めに皆様にお配りしたところでございますが、フォトブックの制作、広報紙での特集、また現在、本郷、大堰駅でパネル展示をしております、周知活動のほうを行っております。

地域振興課からは以上です。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課のほうは、令和2年度の方でございます。

「大刀洗公園の今後をどうする？ゼロから考えてみよう！」をテーマに、住民協議会が昨年開催され、今年の令和3年6月に答申を頂いております。その後、大刀洗公園の複合遊具を住民協議会からの答申を参考に仕様書を作成し、10月に4社の企画提案、プロポーザル方式で業者を選定を行い、業者が決まり、来年の3月末日の複合遊具の完成を予定しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課では、令和元年度に私たちの健康づくりというところで協議を行っていただいております。

その中では、健康が大事だということは皆さん認知されておりますが、何をどうしていいかわからない、または家事・育児に追われて後回しになっている、家族に健康診断を受けてほしいと思っているが、なかなか本人がその気にならないというような意見を頂いております。

その中で、4つの提案をしていただいております、その中の一つ、日常の中で意識して、まずは行動してみるというところで、行政の取組といたしまして、子供が興味を持つ企画をやってはどうか、また、気軽に運動できる機会の創出をしたらどうかというところで提案を頂きまして、大刀洗公園のほうで本年度、ウォーキングができるコースを策定いたしまして、3月にウォーキ

ング大会を開催しております。

また、それと同時に、子供が興味を持つ企画ということで、ウォーキング大会のときに、速く走るための教室を開いており、また先日には、ラグビー教室の開催をしております。

その中で、明治安田生命、そして大塚製薬と健康に関する協定を結んでおりまして、その中で、熱中症に関する事業等、子供、大人に対しての、健康に対する知識の普及もさせていただいております。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 住民課では、平成26年度に、ごみ行政をテーマで住民協議会が開催されました。その答申の中で様々な意見が出ましたが、答申後の対応といたしましては、平成27年度に、先ほど町長が言われました、資源ごみ・不燃ごみの小袋を導入、平成29年度に、資源ごみの販売価格を半額に下げまして、資源ごみを出しやすくいたしました。

また、独居高齢者等見守り個別収集を開始するなどの答申後の対応を行っております。令和4年度以降も、ごみ減量に向けて、様々な施策に取り組んでいこうと考えており、現在、様々な準備を進めております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 福祉課でございます。先ほど町長のほうから答弁の中でありました、平成26年に、地域包括ケアにつきまして住民協議会が開催されました。先ほど町長の答弁にありました、介護予防につきましては、割愛させていただきますけれども、課題といたしまして、交流や場所づくりがないということでございましたので、本町としましては、サロンにつきまして補助を出しているようなものでございます。1週間に、週1回以上、5人以上の団体に対しまして、今現在約10か所ほどのところに補助金を出しておる次第でございます。

また、実態調査の部分が課題として上がっておりますけれども、それにつきましては、民生委員、児童委員につきましては、独居高齢者の方々の見守りや訪問を行っておりますし、各行政区におきましては、小地域協議会におきまして、実態調査というか、見守りの状況等を確認していただいている次第でございます。

また、移動手段につきましても課題が上がっておりますので、これにつきましては、所管につきましては、地域振興課がメインになるとかと思っておりますけれども、大刀洗校区におきましては、コミュニティバスの自主的な運営が行われておりますし、昨年からは巡回バスにつきましての試行運転が行われまして、来年度には本格的な運用になるかというふうに思っております。

また、鳥飼区におきましての分館体操に、慈愛会のほうが地域貢献という立場で、お互いさまサービスということで、買い物に対するバスの運営のサービス等を行っていただいている次第で

ございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 27年度のほうで、子育て支援のほうが地域包括ケア、地域自治体と行政の役割の中で、最後に子育て支援も検討されているんですが、その中で様々な御意見、要望等頂きまして、いろいろなのを上げると時間があれなんですけれども、交通安全であったり、子育て支援への支援策であったりを答申頂いておりますので、そのことについては日々対応しているということになっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） それぞれ答弁が終わりましたけども、再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 各担当課長からの答弁、ありがとうございました。

時間も少なくなっただんですけど、最後に、広報たちあらい、令和3年の8月号の町の話題に住民協議会の答申がなされたという形で掲載されておりましたけど、答申内容はホームページに掲載というふうになっているんですね。だから、そのネットを持たない方については、今、答弁を頂いた内容把握ができないと思うんですね。そういったことについても、やはり幅広く、せっかく住民協議会の中で町に対する要望なり、改善要望等を委員の方からされてありますので、そういったことも、やはり広報紙1枚でも、端でもいいと思いますけど、やはり簡単にこうホームページに掲載しておりますとかということじゃなくて、せっかくの御意見を幅広い住民の方に周知していただければと考えておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

住民協議会の答申について、ホームページだけではなく、広報等で取り上げてはどうかということでございます。

一つには、広報に紙面の制約がございますので、住民協議会の答申って結構何枚もあって、全部を載せるのはちょっと不可能でございますので、それぞれの年度の答申のポイントを載せられないかということは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長が答弁されましたように、私も一から十までという形ではなくて、こういった形で協議されて、こういったものが町に提案されて、町はどうするというふうなこともよろしいかと思うんですね。そういったことをやはり検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をします。議場の時計で13時15分から再開をしたいと思います。

休憩 午後0時10分

.....
再開 午後1時15分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

通告を受けております9番、古賀世章議員、発言席からお願いします。古賀世章議員。

9番 古賀 世章議員 質問事項

1. 大刀洗町地域生活交通事業の取り組みについて

2. 農業用ため池等の浚渫事業について

○議員（9番 古賀 世章） 議席番号9番の古賀世章でございます。議長よりただいま発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、住民主体の住みよいまちづくりを目指してという点から、本日は以下2点につきまして質問を行います。

1点目は、大刀洗町地域生活交通検討の取組、2つ目が、大刀洗町農業用ため池などのしゅんせつ事業についてでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、質問は、小項目ごとに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

まず、第1点目の質問でございますが、町長のマニフェストにもあります2023年への羅針盤。この中で交通弱者対策が大きくうたわれております。自分で自動車などを運転されない方、特に御高齢の方々とか、あるいは、高校生の皆さんにとっては、通院や通学、そして、買物などの移動手段の確保は、本当に切実な問題だと思います。

幸いに、町のほうでは町内全域で地域の特性や利用者のニーズに沿った持続可能でかつ効率的な地域交通の在り方などについて検討が行われているようでございます。

しかし、残念ながら、この全体像や進捗度がいまいち見えてこないと私は感じております。

このような観点から、地域生活交通の検討計画や課題並びに今後の展開などにつきまして詳しくお尋ねをいたします。

それでは、小項目の（1）番目の質問でございますが、町内巡回バスを含めた地域生活交通検討の基本計画とか、あるいはタイムスケジュール、いわゆる大行程図でございますが、これほどようになっておるのでしょうか、お尋ねをいたします。御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員質問の大刀洗町地域生活交通事業の取組について答弁をいたします。

地域生活交通事業の基本計画についての御質問でございます。

現在のこの第5次総合計画の策定に際しまして、平成29年に実施した町民アンケートでは、30の施策のうち町民の皆様の満足度が最も低く、かつ重要度が高かったのが、この公共交通の施策でございます。

このことを踏まえまして、この第5次総合計画では、既存公共交通機関の維持と補完的な交通手段の創出検討を公共交通施策の取組の方向として位置づけ、補完的な交通手段創出の検討では、公共交通空白地域の交通弱者を支援するために鉄道駅や町内のスーパー、病院等に移動するための補完的な交通手段を検討していく必要があります。

補完的な交通手段については、町民、近隣の自治体、交通事業者などと連携を図り、地域の特性やニーズに沿った最も効果的で効率的な手法を検討していきますと明記しているところでございます。

これを受けまして、町内巡回バスの試験運行では、大刀洗校区の巡回バスの取組事例を参考にしながら、地域の皆様と運行方法やルートについて協議を重ね、昨年度から町内巡回バスの試行運転を実施をしているところでございます。

この際、これまでの試行では、予約型の利用が多いことも踏まえ、現在、来年度の本格実施に向けて交通事業者などとの調整を進めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） この交通については、町としても非常に重く受け止めてあるというような町長の御答弁でしたので、私もありがたく聞かせていただきました。

ただ、これを実施するためには、計画、それから、スケジュールということが非常に大事になると思うんですが、現時点でこの基本的な計画、あるいはタイムスケジュールというものがあるのかどうか。まず、この点からお伺いをしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

現在の計画のお話であったかと思えます。今、大刀洗町の地域公共交通計画という計画、大きな計画をつくっております。町として取り組みます公共交通に関しましては、その計画の中に盛り込んでいくことにしておりますが、とりわけその今走らせております、試行運転をしております巡回バスの件につきましては、今3回試行をしております、令和4年度中に何らかの形で補

完する公共交通の手法というものを実施していきたいということで進めておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 具体的な対応のお話をしていただきましたが、実は私が質問しているのは、そういうことをやるための全体の基本的な計画があるかどうか。それに基づいたタイムスケジュール、いわゆる行程図と申しますか、これが存在するかどうか。そこをまず確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 再度、御質問にお答えいたします。

基本的な計画というものは、先ほど町長の答弁の中にもございましたように、第5次大刀洗町総合計画の中にうたっております、誰もが公共交通を利用して、行きたい場所へ移動できていますという政策の2番のところになってこようかと思えます。

それに補完しまして、これでは公共交通の乗降者数を増やすというところがK P Iにはなっておりますけれども、町のほうではその巡回バスに関しましては、令和2年度からアンケート調査を始めまして令和4年度の本格実施に向けて計画どおりに進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 具体的な説明ありがとうございますけど、私が問うておるのは、まず、そういうことをやるための全体の基本的な計画、これがあるかどうか。今のお話ではどうもなさそうな気もしたんですが、そこをまずちょっと教えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

担当課長の答弁と重複して恐縮なのでございますが、まず町の最重要の計画というのが総合計画になります。総合計画の中で公共交通をうたっております、その中で補完的な交通手段の創出、検討というのをうたっております。

それに基づいて、今、いろんな検討をしているところでございます。議員お尋ねの基本的な交通に対する計画というのは、現在、地域公共交通計画というのを策定中でございまして、今まだ計画書として上がっているものは、ここにはないんですけれども、今それを策定しているところ

というふうに御理解いただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 状況は分かりましたが、どうもあべこべな感じも受けるんですね。検討は進めておるといようなお話なんですけど、まず計画があつて具体的にどういうふうに展開するか。そのためには、どういう検討をせないかんかというふうになるんじゃないかと私は思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 先ほど来から答弁が重複して恐縮なんですけれども、町の一番大切な最重要の計画は総合計画でございます。その総合計画の中で、補完的な交通手段の創出、検討というのがうたわれております。その中でこの10年間で最も効果的で効率的な手法を検討していきますというふうになっておりますので、それに基づいて、今試行運行をやりながら検討を行っているところでございます。

あわせて、その地域の公共交通のための計画の策定も同時に行っているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 繰り返しの御答弁でございまして、大体状況が分かってきたところではございますが、やはりこういうことは、全体の大きな計画は、その第5次でしょうけれども、それに基づいて、やはり公共交通がどうあるべきかというような事項につきましては、やはり個別に全体の計画と申しますか、スケジュールと申しますか。これはやっぱしつくるべきじゃないかというふうに感じましたので、この点につきましては、今後進めていかれる上で、ぜひとも見えるような形でつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほど来、重複した答弁になって恐縮なんですけれども、現在、その計画を策定中でございますので、その計画の中で、今言われたような部分については網羅していきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりましたけれども、現在計画をつくっているというのは、もうちょっと時期的に遅いんじゃないかという気もいたします。

このマニフェストが出たのが、2年ぐらい前のお話でしたから、少なくとも去年ぐらいにはこういった計画、お話があつてしかるべきじゃないかというふうに私は思います。

もう時は過ぎましたんで、今さらどうのこうの言うてどうしようもありませんので、ぜひ今、作成されているというような計画を早めにつくっていただいて、そして、その計画はいつでも、誰でも、どこでも見えるように可視化と申しますか、見える化をきちんとやっていただきたいというふうに考えます。

次の質問の（２）番目にいきますが、計画が今策定中ということだったんで、進捗度についてはどうかと思いますけれども、計画をつくる段階で、恐らくこの事業というのは、１年、２年じゃ終わらんのではないかと、数年間にわたらんのではないかと思います。

そうすると、その計画をつくったときの進捗度というのが物差しになってくるんじゃないかというふうに判断をいたします。現時点では、つくってあるということでございますが、具体的に進捗度をあらわす、いわゆるK P Iと申しますか、重要業績評価指標、これは具体的にどういふことを取り上げて、それを評価されていくのか、そこをお尋ねしたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 計画に対する進捗度K P Iについての御質問でございます。

まず、第５次総合計画のほうでは、K P Iを定めておりますけれども、この公共交通については、先ほど補完的な交通手段の創出、検討については、検討ということでしたので、その部分についてはK P Iはなくて、既存の公共交通維持ということで、大堰駅、本郷駅、西大刀洗駅の乗降者数をK P Iとして定めているところでございます。

今、議員御質問のこの巡回バス等、コミュニティバス等に関するK P Iについては、今年度作成する地域公共交通計画において策定していく予定にしております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（９番 古賀 世章） K P Iにつきましても、現在取り組まれております計画の中できちんとした物差しを作るという町長の御答弁のように感じました。これは、やはり事業などが長年にわたりますと、どうしても成り行きとか進捗がよく分からない面があるわけですね。したがって、そういった数値目標をきちんとつくられ、評価時期もきちんとつくられて、その事業がうまくいっているかどうか。これはフォローしていく必要があるのではないかと。

幸いにして町長のほうから、その計画の中できちんと反映させていくというような御答弁でございましたので、そこは期待をしておきます。

それから、この後も地域生活交通、バス事業が主体になるかと思うんですが、これをスタートさせるに向けまして、これを推進される上で阻害となるような問題とか課題とか、こういうことはございませんか。もしあればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 事業開始に向けた阻害要因や課題についての御質問でございます。

巡回バスの実施に際しましては、タクシーを含めた既存の地域公共交通機関との関係を踏まえ、利用者の利便性と費用対効果のバランスをいかにしてとっていくかというのが大きな課題だというふうに認識をいたしております。

また、昨年度と本年度に限って申しますと、コロナ禍の中での試行運行となりましたので、やはりステイホームであったり、外出の自粛といったことが影響している面もあるのではないかとというふうに認識をしております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 現状の課題について大体分かりましたが、そのほかにも人・もの・金や環境条件、さらには法律面などの面で本当に課題とか問題とかないかどうか、ちょっと申し訳ありませんが、再度確認をさせてください。よろしく願いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

事業開始に向けた阻害要因、その他何かありますかということでございますが、この公共交通を補完する交通というものを生み出すことに関しまして、ニーズがとても多様でございます。

今、町が主体でやっております巡回バスと言われているものに関しましては、利用者がほぼ御高齢で車乗れない方が中心に御利用なさっていますが、実は公共交通を使っている方々、町民の方々というのは、10代の高校生、そして、中学生、移動手段を持たないのは、高齢者もですが、子供もということになってきておまして、そうすると時間帯も生活スタイルも違ってきますので、そのような多様な公共交通への問題があると思っております。

今、町としましては、取り急ぎ日中で移動できない買物でしたり、病院の通院でしたりというところで御利用いただいているところではございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいま課長のほうから御答弁がございましたが、今の御答弁ではまだまだ解決すべき課題がありそうだと、ちょっと心配な面もあるんですが、そこで、次の4番目の質問にいきます。

このような課題がまだ山積されているような状況で、計画どおりバス事業は本当にスタートさせることができるのかどうか。できるなら、その時期、いわゆるKGIですけどゴール、これは

いつごろになるのか、御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） スタート時期についての御質問でございます。

これにつきましては、目下関係者と協議をしているところなんですけれども、町としましては、来年度中には本格的にスタートできるように協議をしまいたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございます、再確認をいたします。

来年度中というのは、平成4年度中ですから平成5年の3月までにはということでしょうか。そこだけ確認をさせてください。よろしくお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 古賀議員、「令和」ですね。

○議員（9番 古賀 世章） ごめんなさい。「令和」でした。失礼しました。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

令和4年度中には、本格的に運行できるように協議をしまいたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりました。私の質問と内容的には一緒かと思えますけれども、よろしくお願いをいたします。

一応、今の町長の御答弁では、時期は令和4年度中であるということで、ちょっと安心しました。引き続きこのゴールを目指して、ぜひ御精進をお願いしたいというふうに考えます。

次に、（5）番目の質問に移りたいと思います。

一方で大浦副町長を会長に20名のメンバーで地域公共交通活性化協議、これが本年度から進められておりますが、この協議体と先ほどから議論しております地域生活交通検討との関連、関係でございますが、これはどうなるのか、お尋ねをしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域公共交通活性化協議会と巡回バス事業との関連についての御質問でございます。

地域公共交通活性化協議会とは、地域公共交通計画の策定をはじめ、今後のコミュニティバスの運行など町の公共交通の在り方を協議する住民の代表者や交通事業者、国等関係機関で構成さ

せる協議会でございます。

現在、この協議会において、町の公共交通の現状と課題を整理し、公共交通が目指す姿やその取組の方向性を定めた地域公共交通計画を策定中でありまして、今後、本格運行を目指すコミュニティバスも施策の一つとして位置づけることとしております。

なお今後、この計画の策定が国等から補助金を受けるに当たっての要件に位置づけられる予定とお聞きをしております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 大体分かりましたが、そのちょっと細かいところですけども、地域公共交通活性化と、先ほど申されました生活交通ですか、これは別個のことではなくって——別個のことではなくって、バス事業などは地域公共交通に含まれる、ないしは一部であるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。もう一回、そこ御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

現在運行している巡回バス等のコミュニティバスの施策につきましても、現在、策定中の地域公共交通計画の施策の一つとして位置づける予定にしております。また、この計画の策定が今のところ令和6年度以降は補助金をもらうに当たっての要件になっているというふうにお聞きをいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいまの御答弁でよく分かりました。私もそうじゃないかなとは思っておりましたんですけど、今回、理解することができました。

そうしますと、先ほどからちょっと出てきております大刀洗校区で運行しております校区巡回バス、これも地域公共交通に含まれるということになりそうですが、これはいかがでしょうか。よければ御答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域公共交通計画の中に大刀洗校区において運行されている地域のバスとの関係はという御質問かというふうに理解します。

まず、地域公共交通というものの定義の中に公共交通、要するに電車、西鉄電車であったり、鉄道やバスの補完的な部分というものが大前提となっておりますので、この計画を立てるときの

協議会にタクシーが入ったり、バス業界が入ったり、鉄道が入ったりして、全体的に公共交通というものを活性化させていくための計画でございまして、その中の補完する部分として、どうやってその公共交通、その既存の鉄道やバスにつないでいくかということも一緒に検討している計画でございます。その中に、じゃその大刀洗校区の中を走っているバスのほうを入れるかどうかということに関しましては、今、議員のほうからも御提案いただきましたので、計画策定途中ですので、盛り込んでいけるのかどうかをさらに検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 検討していくということでございますが、やはりたとえ電車とか西鉄バスとか、そういうやつ以外にも地元でちゃんと地域の生活を守るために回しとるわけですね。こういうやつをもし入れないというふうになると、ちょっと問題がまた起きるんじゃないかということも考えられますんで、村田課長が先ほど御答弁されたように、ぜひ検討される場合にはそこにも御配慮をお願いしたいというふうに考えます。

そこで、次に最後の（6）番目の質問にいけますが、本件につきましては昨年の3月にも質問をさせていただいたんですが、大刀洗校区の先ほどお話ししました校区巡回バス事業への費用面からの御支援の確認でございます。

当時、町長の御答弁では、町バス社会実験等の結果を踏まえて検討したいので、もう少し時間を頂ければというような御答弁であったかと思えます。その後の御検討の成り行きはいかがでしょうか。よければ御答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 大刀洗校区のバス事業への補助についての御質問でございます。

大刀洗校区の校区巡回バスの運行では、町から運行車両を貸与するとともに、車両に係る保険や燃料代は、町が負担する一方、運転手につきましては、校区センター活動助成事業費補助金も活用いただきながら大刀洗校区のほうで確保いただいているところでございます。

古賀議員御質問の大刀洗校区バス事業への補助につきましては、コミュニティバスの来年度中の本格実施に向け、本町の地域公共交通の在り方を総合的に検討する中で、この校区に対する校区センター活動助成事業費補助金の外枠として各校区が独自に企画実施される交通事業に対する補助の在り方をどうするか、これについても併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいまの御答弁ですが、前回1年半前もそういうふうな御答弁ではなかったと思いますが、悪い言い方じゃないですけど、検討する検討するということが非常に

時間ばかりかかっているような状況でございまして、その検討結果というのは、いつごろお受けすることができるのか。よければそれだけでも教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 先ほど来の答弁とも重複しますが、この公共バスの事業を来年度中に本格実施をしてみたいと思いますので、その時点までには同様の検討を終わらせて、何らかの結論を出したいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。再確認しますと、来年度中ということとは先ほども申しましたけれども、令和5年の3月までにとということになりますね。そういう理解でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

遅くともということでございますので、早ければ来年度の当初予算でということでございます。いずれにしても、今、本格実施に向けて検討しておりますので、併せて検討してみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 最良の御答弁ありがとうございました。我々としても期待をしておりますので、ぜひ前向きな御決断をお願いをしたいと思います。

冒頭でも申しましたが、自動車などを運転されない住民の皆さん、主に御高齢者や高校生にとっては、通院や通学、買物などの移動手段は——本当に移動手段の確保は本当に待ったなしの課題でございます。

一番最初に申しました計画の策定、それから、計画の見える化、この辺は早急を実施することをお願いするとともに、町民が望む公共交通の在り方について結論を出され、一日でも早くこれが実現化することを期待しまして1番目の質問を終わります。

次に、第2点目の質問でございますが、大刀洗町農業用ため池などのしゅんせつ事業につきましてお尋ねをしたいと思います。

ここ数年、国内各地では地震や台風、そして、過去に例のない集中豪雨などによる自然災害が多発しております。

町内でも豪雨などによる河川の氾濫や浸水被害、さらには、農業災害などが毎年発生している

ことは周知のとおりでございます。

今回の私の質問もこの災害による身近なリスクを未然に防止するなどの観点からお尋ねをするものでございます。よろしく申し上げます。

さて、本年度農業環境整備事業の一環として、町内ため池のしゅんせつ調査設計業務委託費546万円が計上されておりますが、この事業の目的と工事の対象範囲などにつきましてお尋ねをしたいと思います。

まず、小項目（1）番目でございますが、令和3年度農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項によりますと、大きく次の4つの事項が上げられております。

1つ目が、防災減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、2つ目が、防災重点農業用ため池の整備に係る機材措置、3つ目がため池等のしゅんせつの推進、4つ目が緊急自然災害防止対策事業債の延長拡充などがございます。

そこで、予算の裏づけとして確認をいたしますが、今回のこの事業が先ほど述べましたどの財政措置事項で対応されるのか、または、その組み合わせなどで対応されるのか、そして、その際の根拠は何かについてお伺いをしたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員質問の農業用ため池のしゅんせつ事業について答弁をいたします。

整備事業に係る地方財政措置についての御質問でございます。

これにつきましては、緊急浚渫推進事業債、これは令和2年から6年までの5か年の事業債でございますが、を活用することとしており、この事業債は充当率100%、交付税措置率70%の地方財政措置となっているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 再確認ですけれども、先ほど町長が答弁された財政措置については、私が先ほど申しあげました4つの中の1つに入っているんでしょうか、それとも入っていないんでしょうか。そこをちょっと確認したいと思ひまして、再度申しわけありませんが、よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

先ほど古賀議員が言われたものの、どのうちに入るかという質問でございますが、この緊急し

ゆんせつ推進事業債については、河川の相次ぐ氾濫を踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消できるように令和2年度に緊急推進事業債として新たに創設をされたものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ちょっとたびたびで申し訳ないんですけど、私の質問に答えていただくと非常にありがたいなと思いますが、よろしいですか。もう一回お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁、ちょっとゆっくり目をお願いします。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 改めて答弁いたしますけれども、新たに創設された事業債でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） すみませんね、たびたび。ちょっと頭が悪いもんですから。

私が先ほど4点述べたけど、これとは直接関係ないということでしょうか。そこを確認させてください。よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

関連が全くないということではございませんが、述べられた法律に基づいたものではなく、新たに創設された町債というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりました。この件に関しましては、また後日、産業課などで確認をしたいと思います。

次に、小項目の（2）番目の質問でございますが、農業用ため池しゅんせつ事業の工事の適用範囲、これについてお尋ねをいたします。

この事業は、ため池のしゅんせつのみで、ため池堤防や斜樋、洪水吐きなどの工事はどうなるのでしょうか。これらも含まれるのか、または除外されるのか、確認をしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 本事業の適用範囲についての御質問でございます。

本事業は、ため池のほか河川やダム、砂防設備、治山施設における土砂等の除去、処分と除去に必要な樹木伐採等が対象となっております。

詳細については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

本事業の適用の範囲ということでございますが、まず御質問にありましたような斜樋、底樋、取水施設になります、こちらは。それから、洪水吐き。こういったものに関しては、事業の範囲内に入っておりません。町長の答弁にありましたとおり、しゅんせつ土量の調査を今年度行い、次年度以降、そのしゅんせつの工事を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいまの御答弁では、含まれないと、しゅんせつのみ実施するというふうな御回答であったかというふうに理解をいたしました。御承知のように、しゅんせつを行えば、ため池の水量は大幅に増え、堤防や斜樋、それから、洪水吐きなどにも水圧などがかかり、ため池を支え切れなくなることも十分に予測されます。このような点は、どのようにお考えか、よければ御答弁をお願いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

しゅんせつした場合に、そのため池への影響はどうかという御質問でございます。

こちらについては、本事業については、ため池のしゅんせつ工事を行い、それとは別途、本年度劣化状況調査というものを行っております。これは、目視等でため池の劣化状況を判断するものでございます。そういった調査を重ねて、その結果と重ね合わせてしゅんせつの影響がないかどうか。そういったところを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいまの御答弁でよく分かりました。その節は、よろしく願いをいたします。

次に、小項目（3）番目の質問ですが、先ほどの御答弁でよく分かりましたけれども、本年度の予算に計上してありますしゅんせつ調査費、546万でしたかね。これについてお尋ねをいた

します。

今回のこの調査は、何のためにどのようなことを調べられるのか。そして、その理由は何でしょうか。これについて御答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） しゅんせつ調査の目的と調査対象項目についての御質問でございます。

今回のしゅんせつ調査の目的は、堆積土量を把握し、しゅんせつ工事の必要性の有無や優先順位を判断材料とすることございまして、各ため池の上流から下流の断面図を1断面と断面図の延長に対する20メートルピッチの横断図を調査する、そのようなことしております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 調査の目的と適用ということは分かりましたが、ちょっと具体的に土量調査と先ほど申されたかと思うんですけど、土量調査とはどういうものですか。何か堆積しとるどうのこうのというような話みたいでしたけれども、よければこれをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

調査の内容について、もう少し詳しくということでございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたとおり、この調査目的は、堆積土量の把握でありまして、測量でございます。測量をいたします。

先ほどの答弁にありましたとおり、ため池の上流から下流部に断面を引きまして、手ぶりで申し訳ありませんが、断面を引きます。20メートルピッチで横断を入れていきます。それを基に堆積土量を測量するものでございます。この堆積土量を把握した上で、実際のしゅんせつ工事の優先順位等を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいまの御説明で大分分かってきました。

それでは、次に4番目の質問に移りたいと思いますが、この調査はいつごろ終わり、その結果を今後どう生かしていかれるのか。一部、先ほど御答弁があったように思いますが、よければ再度お願いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 調査の完了予定と結果の活動についての御質問でございます。

調査につきましては、今年度末までに調査を終え、結果につきましては、しゅんせつ工事の必要性の有無や優先順位の判断材料とするほか、次年度以降のしゅんせつ工事、工事費の算出根拠として活用してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） しゅんせつ調査の目的、それから、内容は、先ほどの御答弁で理解することができました。

次に、5番目の質問に移ります。

この事業は、町内の農業用ため池7か所、これが対象であるというふうにお聞きしておりますが、今回の調査結果などで、この事業から外されるケースはないのか。もし外されるケースがあるとすれば、その理由はどういうことか。それについてお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 調査結果と事業選定についての御質問でございます。

この土砂の堆積率が10%未満の場合は、財政措置の対象外となる場合がございます。その場合、町単費でも事業を実施するのかどうかについては、流域治水の観点や地元の皆様の意向も踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりました。一応10%未満は対象外ということで理解してよろしいでしょうか。

じゃこれ以外には何か、外されるケースというのはないでしょうか。いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁以外の理由で事業から外されるケースがあるかということでございますが、原則としてないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ないということで安心はしましたけれども、もし、万が一、地元の住民が何らかの理由で反対したとか、クレームがあったとか、そういうケースがなきにしもあら

ずかなど。やはりそういうことも想定した上で計画をしておかないと、言い訳ばかりせなんよ
うなことにもなりかねませんので、その辺いかがでしょうか。よければお答えをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

地元住民の反対等あった場合どうするかということでございますけれども、先ほど町長の答弁
にありましたとおり、流域治水という考え方で、農業用ため池についても洪水時の受皿というふ
うに考えております。そういった点を丁寧に説明しまして、地元住民の理解を得られるように努
力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。やはりこれは前向きに進めるしか
ないというふうな御答弁で、やはりその地域住民の方にも御丁寧に説明をして同意を求めると。
そこまでされるなら、多分、大きな問題はないんじゃないかというふうにも判断します。前向き
に進めていただきたいというふうに判断をいたします。

最後に、小項目の（6）番目の質問に移りますが、今までの御答弁で、この事業の計画、内容、
これについてはほぼ理解することができました。

最後に、このしゅんせつ事業の開始時期と完了予定時期につきまして、お尋ねをしたいと思います。

町内に7つあるため池を全部やるというふうになりますと、完了までには数年かかろうかとい
うふうに思われますが、工事はいつ頃始め、いつ頃終わる計画なのか、御答弁をお願いいたしま
す。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） しゅんせつ事業の開始と完了予定時期についての御質問でございます。

今回のしゅんせつ事業につきましては、来年度から開始、財政措置の期間でございます令和
6年度までの完了を目指してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりました。

開始が令和4年、来年度からと。そして、完了予定が令和6年度ですか。ということは令和
7年の3月までというふうなことになろうかと思っておりますけれども、ぜひ、長期間要する事業で

はありますが、きちんと対応をしていただきたいというふうに考えます。

質問の冒頭でも申し上げましたが、ため池のしゅんせつ事業は、地震や台風、そして、集中豪雨などによる自然災害から来る身近なリスクを未然に回避するための極めて重要な施策の一つだと考えます。今後も計画的に事業を推し進めていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、古賀世章議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、11番、高橋直也議員、発言席からお願いいたします。

なお、高橋議員より資料の配付の申出がありましたので許可いたします。しばらくお待ちください。

それから、申し遅れましたけれども、午後から福岡県手話の会並びに大刀洗町役場福祉課の職員の方に手話通訳の御協力をいただいております。どうぞ質問、さらには答弁の際には御配慮をいただきたいと思います。

それから、総務課より議場内での写真撮影の申出がっておりますので許可しております。あわせてお知らせをしておきたいと思っております。

配付が終わりましたので、11番、高橋直也議員、発言席からお願いいたします。高橋直也議員。

11番 高橋 直也議員 質問事項

1. ため池の環境問題について

2. 小中学校へのGIGAスクール構想導入について

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め質問を行います。

大項目1つ目のため池の環境問題についての質問です。

先ほどの古賀議員との質問内容が重複するかもしれませんが、改めて答弁のほどよろしく願いいたします。

町内には、たくさんのため池があります。その中でもお手元の資料にあるように、上の資料を見てください。中島ため池（1）、屋敷付ため池、琵琶ため池、温水ため池、長助塚ため池、十三塚ため池、中島ため池（2）、これらの7つのため池は、ほとんどが農業用ため池です。

農業用ため池は、農業生活に不可欠な農業用水を供給する施設として、西日本地域を中心に多くの施設が築造され、古来より我が国の農業発展に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、災害により農業用ため池が被災する事例が発生する一方で、世代交代により権利関係が複雑化したり、利用者を主体とする管理組織が弱体化したりなど、日常の維持管理が適

正に行われなくなることが懸念されている状況です。

このような状況を踏まえ、農業用ため池が有する農業用水の供給機能の確保を図りつつ、防災・減災対策の強化を図る必要な措置を講ずるため所有者などによる届出制度と適正義務の明文化、また、決壊した場合に、周辺地域に被害を及ぼすおそれのある特定農業用ため池指定制度や市町村が管理権を取得できる制度について、令和元年7月1日より農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されたと聞いております。

まず、そこでお尋ねしたいのですが、冒頭で述べました7つのため池、これらの管理責任者とは、令和元年7月の法律施行後、町のほうで何か協議などは行われたのでしょうか。また、これら7つのため池の所有者についても、情報把握などはできているのでしょうか。最初にこの2点をお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員質問のため池の環境問題について答弁をいたします。

ため池の管理責任についての御質問でございます。今、議員から御質問があった件については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、高橋副議長の御質問にお答えいたします。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行後、地元とのやり取り等があったかという御質問でございますが、副議長御指摘のとおり、農業用ため池の届出を7つとも既に済ませております。その結果、防災重点ため池として指定をされておりますので、その指定については、直接ため池の管理者のところに通知が届いておるところでございます。地元についても了解をしていらっしゃるというところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ありがとうございます。

このような農業用ため池のほとんどが、江戸時代以前に築造されたものと推測されます。いわゆる既存農業用ため池と言われるものですが、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行の中で、農業用ため池の所有者は、農業用ため池を設置または廃止したときは延滞なく都道府県に届出を行う必要と明記されており、以前からあるため池、先ほども申し述べました既存用農業ため池については、法律施行後6か月以内に所有者または管理者が届出を行うことと明記されております。

先ほどの課長答弁できちんと農業用ため池として届出をしているということですが、町内には、

先ほど述べたこの7つのため池以外にも、農業用ため池というのは存在するのでしょうか。もうこの7つだけなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 高橋副議長の御質問にお答えしたいと思います。

7つのため池以外にため池があるかという御質問でございますが、先ほど申し述べた防災重点ため池については、以上7つでございますが、私の承知するところでは、甲条区に甲条ため池というのがございまして、こちらちょっと水が入っておりませんが、そういったため池があるということ承知をしています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の中で、特定農業用ため池の指定と明記されていますが、この特定農業用ため池は、どこが指定をして、どのようなため池が特定農業用ため池に指定され、指定されるとどんな制限がかかるのか、分かりやすく教えていただければ助かりますが、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

どのようなため池が特定農業用ため池に該当し、どういった制限がかかるのかということでございますが、基準がちょっといろいろございますので詳しくは述べませんが、大きく言うと5,000立米以上の貯水量を持っていて、近隣に住宅等があるというのが指定の基準となっております。大刀洗町のため池は、全て5,000立米以上でございますので、この要件に従って指定をされているものと考えております。

指定をするのがどこかということでございますが、これは都道府県知事が指定を行います。それから、どういった制限がかかるかということでございますが、防災工事、例えば、今行っているしゅんせつ工事であるとか、あるいは、これもまた同時に今年度行っております劣化状況調査、あるいは地震・豪雨に対する耐性評価、そういったものをするときに事前の計画が必要になるなど、工事を届け出てからする必要があるという制限がかかってまいります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。

この特定農業用ため池に指定されるという問題と、また、この法律の中に防災重点ため池の選

定という文言が明記されているんですけども、この2つは、別々の種類になるんですかね。それとも、何か防災重点ため池の中の特定農業用ため池というふうに理解したらいいんですかね。そこを分かりやすく教えていただけると助かります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

防災重点ため池と特定農業用ため池の違いについての御質問でございますが、これは、指定に基づく法律の違いでございます。防災重点ため池のほうは、いわゆるため池特措法と言われる法律で指定をされます。特定農業用ため池については、先ほど来指摘がっておりますように、農業用ため池の保全と管理に関する法律に基づいて指定をされるものでありまして、基準については全く同じ基準が用いられております。大刀洗町においては、防災重点ため池として指定をされているところで承知をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、県のほうからこの農業用ため池が決壊した場合に、周辺に家屋などが存在し、また、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定しているという理解になりますけれども、これらの浸水想定地域を県のほうが各市町村に何か書類というか、地図的なものを何か提供されているというのを聞いているんですけども、実際、県のほうからこの浸水想定地域図とかが大刀洗町のほうにも提供されているのでしょうか。教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

ため池の浸水想定図が、市町村に提供されておるかという質問でございますが、こちらについては県からの提供を受けており、ホームページ上で公開をしております。

なお、平成30年度にため池の総点検が行われておりまして、県が総点検を行っておりますので、それに基づいて浸水想定図を県が策定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということであれば、これらのため池がもし決壊したときに、浸水する可能性がある想定地図を県から提供してもらっているということなんで、今後この地図を

基に国の補助事業、防災・減災事業債などを利用して、ため池決壊で起こり得るハザードマップとかの作成については何か検討とか、今のところしていることはないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

ため池のハザードマップ策定について検討したかということでございますが、検討しましたけれども、普通のハザードマップと、また別にマップが増えてしまうということで少し紛らわしくなるんじゃないかということで、また、小郡市、筑前町、朝倉市等に比べるとため池の数も大変少のうございますので、ハザードマップの作成については見送ったところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 紛らわしくなるかもしれませんが、やはり県がため池の周辺に住居とかがあったりして決壊した場合には、人的被害を及ぼすおそれがあるため池ということで、その特定農業用ため池に指定されているというのは事実ですので、今後は町全体に配るわけじゃなくても、そのため池周辺の住民には校区ごとにそういったハザードマップを配るとか、そういったことも今後考えていただきたいということを申し述べておきます。

確かに、こういった事業は福岡県が主体となって執り行われていくものかと思われましますが、我が町もここ数年、連続的に水害被害に見舞われている状況と、相互の連携という点からも農業用ため池全体を掌握する福岡県と地域防災の責任を有する大刀洗町が農業用ため池に関する情報収集や実施調査などをしっかりと連携して取り組むことが重要だと思いますので、今後とも早急な対応をよろしく願いいたします。

次に、小項目2項めのホテイアオイ水草などについての質問を行ってまいります。

先日も西日本新聞の記事にもなりましたホテイアオイ水草などの駆除について、資料の2枚目をご覧ください。ホテイアオイ水草が町内のため池の表面を覆っている写真をちょっと添付しております。

国土交通省の資料の中にも、このホテイアオイ水草は、対策を優先すべき主な外来植物の10種に取り上げられるほどかなり厄介な植物の一つです。

原産地域は、主に南アメリカのブラジル、我が国においては、明治時代に鑑賞用、また、家畜の飼料用として導入され、昭和初期頃から野生化が確認されたと記録にはあります。

これらのホテイアオイ水草が農業用ため池に生息し、ため池の大半を覆い尽くす問題がここ数年前から町内のため池においても確認がされています。

そのような中、先月の11月28日、地元の農家の人たちが集まり、このホテイアオイ水草を

除去するため、ため池にボートを浮かべ、人力でホテイアオイ水草を岸に寄せ、重機で水揚げをし、一度別の場所に運搬して広げ、乾燥をさせて処分場で焼却処分をするという大変御苦勞な作業をされております。

そして、これらのホテイアオイ水草は、先ほども説明しました町内の7つのため池のうち長助塚ため池、十三塚ため池、温水ため池には既に生息しており、特に、長助塚ため池、十三塚ため池では、水面が見えないほどホテイアオイ水草が繁殖しております。

そこで、お尋ねしたいのですが、これらの対策を優先すべき主な外来植物について、町のほうではどのような対策をとられているのかをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

中山町長。

○町長（中山 哲志） ホテイアオイなどの駆除についての御質問でございます。

ホテイアオイは、今、議員のほうから詳しく御説明、御紹介がありましたとおり、南米原産の外来種でございます。環境省が定めた生態系被害防止外来種リストでは、重点対策外来種に指定されております。

鑑賞用として販売される一方、繁殖力が強く、河川や水路、ため池で繁殖し過ぎると、生態系や推進に悪い影響を与えるほか、水路や水門に詰まると、通水に支障を来すおそれが指摘をされております。

現在、議員のほうから御紹介がございましたように、本郷校区にございます温水、十三塚、長助塚の3つのため池でホテイアオイが繁殖しております。これも議員から御紹介がございましたように、温水ため池では10月から地元の方が駆除に要する労力や費用を検証するために多面的機能支払い交付金を活用して、一部駆除を2回ほど実施をされてございます。

この際、町もサン・ポート搬入の交渉のほか、乾燥されるための場所を提供するなどの支援を行っているところでございます。

また、先ほどからありました、来年度から計画をいたしておりますため池のしゅんせつ工事の際には、このホテイアオイを含め水草も一緒に撤去をする予定でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これらのホテイアオイ水草などは、かなり水分を多く含んでいると聞いております。重量も容量もかさみ、そのまま焼却場へ運ぶことができないと。水分を抜くために一度陸揚げして、自然乾燥をして水分を減らしというような大変な作業がかかると聞いております。

また、乾燥する際には、悪臭や飛散による問題も懸念されております。これらの作業を地元の有志の会や環境組合などに委託しているということですが、本来これらの外来植物は当町

はおろか、この日本にももともといなかった、生息していなかった植物のほうですので、今後も変わり続けるおそれのある生態系の変化に柔軟に対応していただき、町が主体となって、こういった処分駆除活動に専念していただきたいということを申し述べておきます。

そして、もう一つ、このホテイアオイ水草による自然環境の影響で、町内にはコウノトリが毎年五、六羽ほどやってきてくれております。それを大刀洗町の町民でもすごく楽しみにされている方もいます。

ただ、このホテイアオイ水草が水面を覆ってしまうと、なかなか水面に着地ができないとか、餌が取れない環境になるとかいう部分もありますので、自然環境の問題にもしっかりと取り組んでいただきたいことを重ねてお伝えしておきます。

これで1項目のため池の環境問題についての質問を終わりたいと思います。

次に、小学校へのGIGAスクール構想導入についての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、計画前倒しで整備されることになったGIGAスクール構想。2022年度中には約98%の自治体の公立小中学校で、学校内のICT環境が整備されているということです。

当初の予定よりも短い期間でGIGAスクール構想が進められました。また、2021年度からは、全国約98%の小中学校で1人1台の端末タブレットを活用した授業や学校運営が始まることになりました。いわゆる2021年はICT元年とも言われております。

GIGAスクール構想のGIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの略称で、直訳すると「全ての人のためにグローバルで革新的な入り口を」という意味だそうです。整備したICT機器を学校生活で有効活用することが、GIGAスクール構想の第一の課題だと聞いております。

ちなみに、ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、意味は「情報通信技術」と明記されております。

本来であれば、2020年から4年かけて全国の小中学校に対して順次ICT環境を整備していく計画でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりGIGAスクール構想は、わずか1年で全国98%の小学校へ実施する経緯になったと聞いております。

そのような中、当町におきましても、GIGAスクール導入に十分な時間が擁せない状況で、さらに新型コロナウイルス感染拡大の対応にも戸惑う中、生徒たちへのタブレット端末導入の授業などによって生徒たちの反響や効果など何か大きな変化はなかったのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 生徒たちは、普段からゲームとかスマートフォンなどを使用しておりますので、GIGAスクールで突然、本当に降って湧いたように一人一台端末が導入されてまいりましたけれども、現在のところ混乱もなくスムーズに動いているものと思います。

自分のペースで問題を選択し、ドリル学習を行ったり、調べ学習に活用したり、主体的に学習に取り組むことができます。

特に、今年は、すぐにでも、どの教科でも、誰でもすぐに使えると。普段使いを進めておりますので、スムーズにしていると思います。

一つ最近の例を御紹介いたします。12月の20、21日の両日において、大堰小学校と大刀洗小学校、それから、菊池小学校と本郷小学校のそれぞれ6年生がGoogleミートでつながりまして、英語による時候のすばらしいところをお互いにプレゼンするという取り組みになっておりまして、英語学習とリモート学習を同時に行うということで進んだ例の一つかというふうに思います。

効果につきましては、まだ使い始めて半年ほどですので、今後となると思いますけれども、ICTの活用については、中村学園大学の山本先生にアドバイザー契約をいたしておりまして、各学校を巡回していただき、効果的なICTの活用について御指導をいただいているところです。

なお、来年2月、各学校のICT担当者会を開きまして、1年間の総括を行いながら、来年度以降どのような使い方をもっと進めるかということで計画を立ててまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 生徒たちが、タブレット端末を自宅や学校へ持ち運ぶ際に、重くてかさばるとか、そういった声を私何人かの児童から聞いたことがあるんですけども、そういった声は学校のほうには聞こえてきていないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 確かに、重たいという声は聞いております。非常に薄いタイプではありませんので、キーボードもついていきますから結構な、4キロぐらいかな、あるんですかね。それで、結局、低学年については、非常に難しいかなと思いますが、運んでもらうほかはないと、注意深くですね。そのようにお願いをしているところです。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そうですね。確かに低学年にとっては、タブレット端末1つだけであると、そんなに重くはないかもしれませんが、それに加わって、普段授業に使う教科

書とか、そういった教材と合わせると多分かなりの重量負担になると思いますので、その辺はまた、まだ始まったばかりですので、今後のこの時間割とか、そういったので上手に調整していくことも検討課題の一つじゃないかなというふうに申し述べておきます。

次に、家庭でのタブレット端末におけるリモート学習などについてです。

自宅でタブレット端末を使って、様々な課題や学習を行う機会が増え、タブレット端末のビデオ通話を使って自宅にいる子供と学校にいる教師が顔を合わせ学習を行ったり、健康状況を把握したりしていると聞いております。

まさに新型コロナウイルス感染拡大の影響で前倒ししたGIGAスクール構想の理想的な使い方だと私は思っております。

しかし、そのような便利なタブレット端末機能を使う上で、重要となるのがWi-Fi環境の整備だと思われまます。いわゆるインターネット回線が家にあるかないかで生徒たちの個々のGIGAスクール構想の目的も大きく変わる可能性が出てきます。

そこで、現在、家庭にWi-Fi環境の整備がまだ整っていない割合は、どのくらいあるのでしょうか。そして、そのような生徒が、家庭でタブレット端末を使う際には、どのようにしているのかをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えいたします。

タブレット端末の活用は、小学3年生以上になりますと、1、2年生はともかくも3年生以上になりますと、家庭のリモート学習ができるということになっています。

ミーティング機能を使いまして、家庭と学校をつなぎまして、リコーダーの演奏とか、緊急事態宣言中の学校ではできない学習を行うなど工夫した活動が行われております。

また、中学校におきましては、タブレット端末を使っての家庭訪問を行いました。いわゆる先生が直接に行かなくていいというところで、そういったユニークな使い方もなされております。

そこで、今お尋ねのWi-Fiなんですけれども、大体小中学校にそれぞれ数名程度います。これは、お願いしているんですけれども、最終的には高校進学後も要る、高校に入ってから実には使うわけですね。高校生の場合は、多分自分で買うことになると思いますけれど、ですから、今必要がないというふうに言われても最終的には必要になってきますし、会社に行きましては、まさしくオンラインで仕事をするといったようなことにもなりかねませんので、丁寧をお願いしているところです。

しかし、それでもなおかつつけていただかれない場合は、学校でリモート学習をすると。残ってもらって。あるいは、小学生の場合で言えば学童で使う。あるいは、中央公民館でも使えます

し、そういった使える環境のところで使ってもらおうということにしていますが、基本的には現在のところ、学校に残って数名リモート学習を行っている。そういう状況です。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 大変な重要なこれは問題だと思います。

以前ある小学校の学校だよりを拝見したんですが、このような掲載文がありました。今、教育長が言われたような内容なんですけれども、「今後、中学校や高校になると、小学校以上にオンライン授業が増えてくると思われま。これを機にWi-Fi整備について考えられることをお勧めします」と。

確かに言われるように、中学校や高校になると、小学校以上にオンライン授業が増えてくるのは事実だと思われま。やはりWi-Fi環境の整備には金銭的な負担がかかります。家庭の事情でWi-Fi環境を整えたくてもできない家庭も存在するかと思われま。

そのような中で、自宅に持ち帰る際にはタブレット端末と自宅で使えるWi-Fiルーターがセットでも当たり前のような環境を構築していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。お答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めま。

松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課のほうでもWi-Fiのルーターのほうは検討いたしました。ただ、ルーターのほうを貸出しましても、通信費の5,000円等は各家庭での負担となつてまいます。

就学援助等で補助もしておりますけれども、どこか安い区で、通信費が払えるところはないかなと思つて私も見ておりますが、やはり4,500円から5,500円は必ずどの家庭も払つてあるということですので、ルーターだけをお貸しましても毎月の費用はかかつてしまうということになるので、ちょっと子ども課としては、ルーターの貸出しを今現在は行っていないという形です。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ルーターを貸出しましても、その費用は家庭に負担していただくという話ですけれども、その負担ができないから、家にWi-Fi環境を整備できていないというのは、明白な事実になると思ふんですけれども、そういったWi-Fi環境が家にはない子は、Wi-Fiがある学校や図書館で授業を受けるという、その子たちの家庭環境が、ほかの生徒に浮き彫りにならないようにも、そしてまた、これらが原因でいじめや不登校につながらないようにも慎重に対応していただきたいと思ふま。

家でも使えるそのポケットWi-Fi、持ち運びができる。どうでしょうかね。そういったのは、何とか予算をつけて、町単費でも予算をつけて、そのかわりきちんと家に確認しにいて、つけられない状況というのを確認した上で子供たちにそういった手厚い支援をできないものでしょうか。もう一度検討する余地はありませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それは、随分私たちも検討したんですけれど、逆に一生懸命子供のためと思って、そんなに裕福でないかもしれませんが、Wi-Fiを設置してあるところもあるんですね。そういうところからすると、逆にそこだけに、例えば、本当に数人なんですけど、その子供たちのところに支援すると仮定して。そんなに金額的には、全体としてそう高くないんだらうと思いますが、逆の不公平が出てくるかなと。すなわち一生懸命頑張って払ってあるところと、そうでないところが出てくるとなると、その6万円——年間6万円ぐらいになりますけど、既に払ってあるところをじゃどうするかと、どこで線を引くのかといったようなことも出てくると思いますので、通信費を払わなければルーターそのものを貸し出すぐらいなら全然問題じゃないんですね。ところが、どうしてもいかにせん通信費がついてきますので、そのことを考えると、ある意味では逆の不公平が出てくる可能性があるなと思っています。

それから、もう一つは、学校でやっていて問題ないかということですが、今のところ学校から、そのことによるいじめとか、あるいは子供たちが疎外感を味わうといったようなことは報告はされていません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そういった不公平が出るということであるかもしれませんが、やはり子供たちにとって、やっぱり家庭でのWi-Fiを使った授業や、そういった課題に取り組むことは、家庭での勉強習慣にもつながると思いますので、今後、まだ始まったばかりですけれども、今後ちょっといろいろ様子を見ながら、さらに検討をお願いしたいと思います。

次に、タブレット端末の破損や紛失などについてですが、ある保護者から、このような話を聞きました。「子供がタブレット端末を自宅に持ち帰り、興味を持ち、課題や勉強に励む姿は、すごくほほえましい。しかし、タブレット端末とはいえ、高価な教材の一つに変わりはない。子供が自在に使いこなそうとする反面、落とさないか、飲み物をこぼさないか、なくさないかなど、すごくプレッシャーとストレスを感じている」と。

確かに、高価なものだから大事に使うように家庭でも注意はしていると。しかし万が一落したり、壊したり、なくしたりしたら全額保護者での負担だと聞いているとのこと。

このような中で万が一、破損や紛失の際には、学校の保険など何か対応できる手だてはあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。

倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） タブレット端末を貸与する際には、同意書を頂いております。家庭の持ち帰りを、その上で行っておまして、全員の方から同意書は頂いているところです。

破損につきましては、学校の管理で故意ではない場合は、子ども課で修理を行っています。明らかに故意による、例えばつつくとか、そういったような行為が見られて、明らかに破損したということになれば、それは、保護者に負担していただくこととなりますけれども、基本的に今までも例としては課長からまた答弁させますけれども、例はありますけれども、ほぼ子ども課の負担で修理をしております。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） タブレットの修繕という形で、今現在ですけれども、7件ほどこちらのほうで修繕を行っております。授業中に運動場へ持って行く際に落としてしまったという授業中の管理下であれば、こちらのほうで修理をいたしております。

ただ一つだけ、先ほど教育長も言いましたが、故意につつついて壊してしまったというのに関しては、保護者のほうに負担していただいておりますが、教育委員会でも検討いたしました。その保護者に関しましては、学校の保険のほうに入られて——PTAのほうで推奨されています保険のほうに入られていましたので、それで対応いただいたと聞いております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それを聞いて安心しました。確かに故意で、故意的に崩したとなると、それはもう自己責任が子供でも発生するので、保護者に対応してもらわなくちゃいけないと思いますけれども、やはり今からもう本当タブレット端末、子供たちは手足のように使いこなしてこそ、このGIGAスクール構想の意味も大いに達成されていくと思いますので、ぜひともそういった柔軟な対応をよろしくお願いします。

そして、先ほども申し述べましたけれども、家庭にWi-Fi環境がなくとも、子供たちは教育を受ける権利があります。子供たちが、学校で教育を学びたい気持ちがある以上、全ての生徒に分け隔てのないよう教育を学ばせる環境づくりに今後ともしっかりと取り組んでいただきたいことを申し述べて、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で14時55分から再開をしたいと思います。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時55分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、通告を受けております2番、隠塚春子議員、発言席からお願いいたします。隠塚春子議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 小中学校の学習状況について
2. 障がい者福祉について
3. LGBTQの対応について

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って、小中学校の学習状況について、障害者福祉について、LGBTQの対応について、3点を小項目ごとに質問させていただきます。

まず、小中学校の学習状況についてです。

2学期当初の授業が緊急事態宣言により短縮されたと聞いていますが、短縮された期間やその内容を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、短縮された期間と内容についてお答えいたします。

短縮された期間は、緊急事態宣言中となっております8月27日から9月30日までとなります。

内容につきましては、小中学校ともどのように対応したかということですが、それぞれ授業時間を短縮し、感染状況に応じて4時間目あるいは5時間目までとしたり、昼休み時間を短縮するなどして、できるだけ昼を過ぎて下校を早めながら対応したところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ということでしたら、短縮によって不足した授業時間等が発生したか否か、それと、不足分の補充に関してはどのようにされたのか、教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、当初の短縮によりまして不足した授業時間とその補充についてお答えしたいと思います。

中学校につきましては、4月当初より授業時間の確保や教育課程の進度も前倒しで行ってまいりましたので、授業時間及び内容については現在のところ不足はありません。

小学校については、5、6年生で20時間程度短縮により不足時間がありましたが、予備時間を各学校持っておりますので、この予備時間で指定された授業時数については確保しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ということであれば、中学校は問題がなくて、小学校の20時間の不足分も予備時間でもう既に対応が終わったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 授業時間の管理につきましては、3学期末までということになりますので、そこまで考えながら不足分を埋めていくという形になると思います。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） はい、理解できました。それとは別にですが、コロナウイルス感染症の濃厚接触者による影響で、学級閉鎖がたしか3日間ほどと聞いておりますが、それによる不足した授業時間というのが多分、小学校だと思われまますので、それも合わせて20時間なのか、別に発生したのかということと、補充の方法についてもお教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 学級閉鎖の小学生の分ということだと思います。小学生については、低学年の形で2日間学級閉鎖をさせていただきました。もともと小学生の低学年5時間目までとなっておりますので、ちょっと6時間目までしたり、予備時間で対応したりという形で補充をさせていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 現在、補充を年度末までに調整していかれている途中だという理解でよろしいかと思っております。ちょっと詰め込みになってしまっていて、一斉休業のときにも随分心配もしましたけれども、それが先生方や生徒の負担になってはないのかなと大変案じておりましたが、今の御答弁によるとそう詰め込みでもなく、無理なく行われているというようなことのようなので安心をしたところです。

4番目ですが、新たにオミクロン株の発生もあって、ブレークスルー感染による第6波が心配されます。学級閉鎖などのような事態にももちろんならないことを願っておりますが、学級閉鎖などを行うようになる場合に、そのための基準とかは設けられているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 学級閉鎖などの基準ということをお尋ねでございますが、町独自でつく

っているわけじゃございませんで、ここに学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、2021年11月22日バージョン7です。

1からずっと改定してきまして、7になっておりますけれど、その時々々の感染状況によりまして、これだっというのがなく、感染状況によりますので、今の段階ではバージョン7に従って私たちは判断しています。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 基準がちゃんとあるけれども、柔軟な対応がされているということで、ちょっとほっとしたところです。

また、オミクロン株、大変感染力が高いようですし、現在、飛行機と同乗者全員が濃厚接触者ということで健康観察中でもありますし、また、このような閉鎖をしなければならないというような事態が起こらないとも限りませんので、もう少しすればもう少しオミクロン株の内容も分かってくるかと思いますが、今までのように柔軟な対応を求めたいと思います。

それから、今回のような短縮授業やあるいは学級閉鎖などがあった場合は、速やかに議会への説明も求めたいと思います。

次、大項目の2、障害者の福祉についてです。

障害者の方たちや要支援者の方たちへの支援については、社協をはじめ民生委員さんや小地域協議会の方々の見守りなど配慮がなされており、日頃の活動に敬意を表すものです。

その中での障害者の移動時の支援について伺います。

1番目です。障害者福祉有償運送事業の内容を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の障害者福祉について答弁をいたします。

障害者福祉有償運送事業についての御質問でございます。

福祉有償運送とは、要介護者や身体障害者など一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対し、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が自家用自動車を使用して行う有償の輸送サービスのことで、大刀洗町では大刀洗町社会福祉協議会が九州運輸局に福祉有償運送の登録を行い、事業を行っております。

利用対象者や利用料金の詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） では、利用対象者などについて答弁いたします。

まず、利用対象者は原則として次のとおりでございます。事前に申請や登録が必要でございます。

まず、要介護度3から5の認定を受けている方、2番目に身体障害者手帳が第1種の所持者の

方、続きまして、療育手帳のA1、A2の所持者、続きまして、身体障害者手帳、療育手帳を所持する18歳未満の方となっております。

続きまして、利用料金でございますけれども、送迎料金につきましては1回当たり160円、距離料金につきましては最初2キロまでは100円、2キロを超えると1キロ当たり100円ごとになっていきます。

待機料金につきましては、1時間以上1時間30分以内でしたら300円、以降30分ごとに150円の加算がされるようになっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確認です。登録が必要だということで、その料金が1,000円だと聞いておりますが、これは年会費ということで毎年必要だということによろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） はい、そのとおりでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では、2番目です。利用者の数、それと利用回数などの利用状況などはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 利用状況についての御質問でございます。

昨年までの過去3年間の平均では、約8人の方が1人当たり1年間に約19回利用をされてございます。利用者数や利用回数の推移など、詳細については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） では、利用状況について回答いたします。

まず、会員につきましては、13名の方が登録されてあります。また、運転手につきましては7名の登録でございまして、社協のほうで車両3台で運用しておりまして、うち2台が車椅子対応でございまして、後ろのバックドアのほうから乗せるタイプの車でございます。

運行状況の直近3か年でございます。平成30年度、令和元年度、令和2年度ごとに順に説明させていただきます。

利用者数につきましては、7名、9名、9名、平均の8名ということになっております。

利用回数につきましては、182回、138回、154回、平均の158回となっております。

平均の運行距離につきましては、8キロ、12.5キロ、14.1キロ、平均の11.3キロとなっております。

全体の運行距離につきましては、1,460キロ、1,723キロ、2,165、キロで平均で

1,783キロとなっております。

運賃の合計でございますけれども、16万8,470円、18万5,370円、23万3,890円、平均で19万5,910円となっております。

待機料金につきましては、5,220円、3,600円、1,250円、平均としまして3,357円という状況になっています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 福祉有償運送ですが、今、意外に登録者が少ないんだなと思いましたが、利用回数とか距離とかの制限等はあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 距離等の制限等、また回数等の制限等につきましては、ないものと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） この福祉運送を利用する方というのは、友人がNPO法人を立ち上げてやっておりますが聞いたんですけれども、意外と事故とか病気とかで後発的に移動とかに不自由を持った方とか、覚えられた方とか、そういう方が多いと聞いております。それによるストレスとか覚えておられて、対応がちょっと大変だというようなことも聞いておりますので、これからも利用者に寄り添った事業をお願いしたいと思っております。

次に、タクシー利用料金の助成について伺います。

この件に対しては大変申し訳ございません。助成と申しておりましたが、扶助費ということで訂正させていただきたいと思っております。障害者タクシー助成金の――扶助費は申し訳ありません、別のところでした。改めて、タクシー利用料金の助成について伺います。

障害者タクシー助成金の対象者と利用人数などの利用状況を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 障害者タクシー助成についての御質問でございます。

身体障害者手帳、これは1級、2級、療育手帳A1、A2、A3、精神保健福祉手帳1級、2級所持者が対象となっておりますけれども、対象者数と利用状況の詳細については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） それでは、対象者の状況について答弁いたします。

まず、身体障害者手帳1級、2級の所持者につきましては304名となっております。療育手

帳A1、A2、A3の所持者の方が70名、精神保健福祉手帳1級、2級の所持者の方が70名となっておりまして、合計が444名となっております。うち、透析されている方が50名いらっしゃる状況でございます。

続きまして、助成の内容でございますけれども、福祉タクシー券の交付枚数ですけれども、月2枚、年間で最大で24枚となっております。腎臓機能障害で透析通院されてある方につきましては、月6枚、年間で最大で72枚となっております。

続きまして、利用者数につきましては、令和元年度、2年度と、令和3年度につきましては10月末までの現在での申請件数、うち透析者患者数、延べ利用回数、うち透析患者数で御報告させていただきます。

令和元年度におきましては、申請件数が112件、うち透析患者数が20名、延べ利用回数が921回、うち透析患者の方が160回利用されてあります。

令和2年度におきましては、申請件数は111回、うち透析者数が20名でございます。延べ利用回数が751回で、うち透析患者数は154回の利用となっております。

令和3年度の申請件数が110人で、うち透析患者数が21名、延べ利用回数が623回で、うち透析患者数は211回の利用をされてある状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） この制度もとてもよい制度だと思っているんですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてか、申請件数は2名減ですけれども、利用回数が僅かに減少しているようですけれども、こういう対象の方たちへの周知はどのようになされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 周知につきましては、窓口のほうで行うなり広報等を使いまして、対象者と思われる方につきましては、周知を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今後とも周知の漏れがないようお願いをしたいと思います。

それで、④なんですけれども、タクシーチケットを利用している方々のお話を聞く機会がありまして、年間24枚、月に2枚では病院に1回しか行けないと、増やしてほしいと毎年何か申請書に書いているけれども、ただ、何年も書くだけでというようなお話を伺いました。

聞いていると、返却する方もあったりとかして、利用の仕方にばらつきがあるのではないかと推察しておりますが、このような声に応じて補助金を増やしていただいて、チケットの枚数を増やしていただくということはできないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） タクシーの助成金を増やせないか、枚数を増やせないかとの御質問でございます。

近隣の自治体では、年48枚までのタクシー券を交付をいたしてございまして、こうした近隣の自治体の状況や、現在行われております町の公共交通活性化協議会での検討状況も踏まえまして、福祉タクシー券の配布枚数を増やす方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 大変前向きな御答弁を頂きまして、大変うれしく思っております。私も近隣自治体とか調べると、そこに合わせてということをお願いしようと思ったんですけども、先に前向きに言っていただいて大変よかったと思っております。

加えて、透析をなさっている方たちというのは、基本1日置きに透析を受けておられます。その点も考慮していただいて、ぜひよろしく願いいたします。

次に、医療的ケア児レスパイト事業についてなんですけれども、これは本年度からの新規事業で72万円の予算が計上されております。病人の看護や介護をしている方というのは、自身のごことが後回しになって、それこそトイレに行ったりとか、洗濯や掃除のタイミングを見計らったり、買物に行く時間をつくるのも大変で、家族の協力というのが欠かせません。

そういう中で、こういう方たちを御家族ごと助けようという事業というのは、大変よいことだと思っておりますが、利用状況自体はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 医療的ケア児レスパイト事業についての御質問でございます。

医療的ケア児レスパイト事業は、日常的に医療的ケアを必要とする18歳未満の方に対し、介護者の肉体的、精神的負担の軽減のため、自宅に看護師を派遣する事業でございまして、大刀洗町では本年度から新たに実施しております。しかしながら、今までのところ利用実績はございません。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） せっかくの制度があつて利用がないということですが、周知に関してとか、利用がない状況とかいうような、個人情報に関わるからお答えが難しいのかもしれませんが、そういうことに関して、もし話して構わない点があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） では、議員の御質問に答弁いたします。

まず、予算に対しましては、対象と思われる方が2名で予算を計上させていただいております。

1名の方につきましては、入退院を繰り返してあるということでございますので、利用の予定がないということでございます。

もう1名の方につきましては、現在、訪問看護を利用されていらっしゃるということで、対象から外れるということでございますので、利用がないということになっていきます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 周知のことを気にしておりましたけれども、それぞれの方の状況をちゃんと把握していただいていると何よりだと思います。訪問看護を利用されていないと、この対象にはならないということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 当方といたしましては、訪問看護をやはり利用されているということが要件というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） その件に関しては、対象者の方へのお話は、御説明はなされているということよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） こちらで窓口のほうで説明をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） よく理解できました。それでもなんですけれども、この事業、年間に48時間で月にすると4時間、利用の仕方はそれぞれだとは思いますが、例えば外出するようなことができやすいとか、家族の中に病人が出て不安に思わなくて済むように——ここですね、扶助費でした、申し訳ありませんでした、扶助費を増やしていただいて、時間を増やすとかというようなことは、そうするともう少し使い勝手がよくなるかなとかいうふうにも考えますので、その点に対してのお考えはいかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 医療的ケア児レスパイト事業の扶助費増額についての御質問でございます。

大刀洗町では、訪問型在宅レスパイト事業の利用時間については、県の補助金の上限に合わせて48時間に設定をしております。利用時間の増加につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、これは本年度からの新規事業でございますので、これまでのところ利用実績もないことから、まずは今後の利用状況を注視をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今後の利用状況で検討するというふうには受け止めましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

重複になって恐縮ですけれども、この事業については、本年度からの新規事業でございまして、これまでのところ利用実績もないことから、まずは今後の利用状況を注視をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 分かりました。もし利用が増えてというときになったときには、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

では、大項目の3番目、LGBTQの対応についてです。

1番目の9月15日発行の教育長だより267号に、「中学校の制服が来年度から選択制へ」とありまして、男用、女用と区別をせずに、生徒の自由選択とするというように書いてありました。大変喜ばしいことだと私は思っております。

日頃から性の多様性についての研修や授業などが行われていると聞いております。その点はその基礎があるから大丈夫だとは思いますが、制服姿に違和感を覚えるなど、ほかと違うということがいじめの要因になる場合があります。そういうことを考えて、保護者と生徒への対応ということについてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えします。

来年度からの制服の変更につきましては、まずは中学校小学校のPTA代表を含めた検討委員会を立ち上げまして、7回の会議を行って決めております。

また、8月には中央公民館に制服の展示を行いまして、生徒、小中学校の保護者、地域の皆様にアンケートを行うなど、保護者、生徒へ十分に説明、相談を行いながら進めているところです。

現時点においても、既に詰め襟、セーラー服は自由でございます。どちらを選んでもいいということになっております。そのことによって生活アンケートや日常の様子から、違和感がいじめの要因とは現在なっていないというふうに思っております。

個別の人権課題がたくさんございますけれども、本町で人権教育を行う中、最近では小中学校、先ほどおっしゃいましたように、性の多様性について学ぶ機会が大変多くなっておりまして、私たち大人が感じるほどに、子供たちは、違和感はないように普通に対応しているというふうに思っております。私も何度か授業を見に行きましたけれども、本当に普通な感じでした。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 私たちの頃とは随分違うなどお話を伺っていて思ったことです。どちらの制服も選べるということですので、そこは、ちょっと通告はしておりませんでしたけど、気になっていたのは、例えばお知り合いとか、お兄ちゃんお姉ちゃんのお下がりとかをもらって着るとかいうパターンもありということですのでよろしいんですかね、新しく新1年生とかは。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 来年度新入学児の制服が変わることによってということでの御質問かと思えます。

基本的にお下がり等で来年もセーラー服なり学生服を着てこられるということに関しては、別にそういった着てきてはいけませんというようなことはなく、そのまま着てこられて大丈夫です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） とはいえ、やはり新しい制服って皆さん着たがると思いますので、そこら辺はうまく対応していただけたらというふうに、それがいじめにつながるというのは難しいかなと先ほどの教育長のお話を聞いていて思いましたけれども、柔軟な対応でそういうことをしていращやるんだと聞いて、大変安心しております。

既に選択できる制服を取り入れている中学校の先生にお話を伺ったところ、男の子だと思っていた子供のスカート姿というのは、さすがにないようです。スラックスを利用している女子生徒が三、四人いるということですが、おっしゃったようにいじめもなく、なおかつ防寒対策として、また自転車にスカートを巻き込む心配がないとって大変喜んでいるという話を聞きました。

そういう形が素直に環境の中で、地域の中でも受け込んでいくようにということを願っております。

②です。9月16日、福岡県の服部知事が、同性パートナーシップ宣誓制度の導入に向けての検討を進めると表明されました。

お隣の佐賀県では、8月27日に導入が開始されています。その影響もあるかとは思いますが、また、岐阜県も検討中だということです。そういうことであれば、都道府県で導入されるのが6例目か7例目かになるところかと思えます。

10月11日時点での導入自治体は全国で130、人口カバー率は41.1%となっています。2年前にも一般質問で取り上げましたけれども、当時の導入自治体は12でした。2年の間に大きく変化しています。

県が決めたからではなく、県内で最初に導入した町ということにもなりますので、同性パートナーシップ宣誓制度の導入に向けての検討を進めるというお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問のLGBTQの対応について答弁をいたします。

パートナーシップ宣誓制度についての御質問でございます。

パートナーシップ制度とは、一般的に法的拘束力はございませんが、事実婚と同等の関係であることを証明する制度でございます。パートナーとして公営住宅への入居申込みや公的病院での病状説明が受けられるなどのメリットがあるところでございまして、県内では既に福岡市や北九州市、古賀市が導入済みとお聞きをいたしております。

御質問にございました福岡県の検討状況につきましては、現時点では導入時期を含め具体的な制度内容が示されておりませんので、まずは、今後の県の検討状況や他自治体の活用事例を注視してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、パートナーシップ制度の導入を含め、性別にとらわれず、町で暮らす全ての皆様が自分らしい生活を送ることができるよう、多様な視点に立った支援体制の在り方について、今後調査研究をしてまいります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ぜひ前向きによろしくお願いいたしますと思います。

SDGsの17の目標の中での10、人や国の不平等をなくす、16、平和と公平を全ての人にとということにも当てはまります。研究される場合にぜひお願いしたいのは、通常の婚姻であれば窓口で用紙をもらって記入すれば済むことなんですが、実は任意後見契約公正証書や合意契約公正証書など数万円かかる公正証書が必要な自治体もあるようです。導入の折には、できるだけ簡略化していただき、また、連携している自治体への転出の際にはそのまま利用できるように都市間連携を図っていただきたいと思っております。

そして、同性カップルが育てている子供をそのカップルの子供として認定する、ファミリーシップ制度も同時に導入することを検討していただきたいと考えています。

子育てにも同性カップルにも優しい大刀洗町ということで、新潟市のように新婚を応援する制度に同性カップルも対象にするなどの制度があれば、違った意味での移住者にもつながるかもしれません。そのような大刀洗町になることを期待して、質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 各種制度の運用や支援について
2. 出産、子育てについて

3. 地域との連携について

○議員（7番 平山 賢治） 平山です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、特にコロナ禍におきまして、住民の皆さんの生命と健康を守ること、特に高齢者や障害者の皆さん、子育て世代など、支援の必要な分野に必要な支援が届くことや周知を行うことの見地から、大きく3点について質問させていただきます。

大きな1点目、各種制度の運用や支援についてです。

1つ目に、特別障害者手当についてであります。

著しく重い障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方につき、1か月当たり2万7,300円余りが支給される国の制度と伺っております。この手当につきましては、制度の周知などにより、さらに多くの方が手当の対象になるのではないかと考えられますので、本制度の概要と町での運用状況、特に申請数や手当受給の状況についてお聞かせください。

2つ目です。介護保険での入所の負担につきまして、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する低所得者の方の食費、居住費を補助する制度が8月から削減され、月約2万から7万円の負担増となる人が続出しています。9月に入って、改定後初の利用料請求が届き、入所者や家族の方に驚きと戸惑いの声が広がっています。

国会答弁によりますと、その対象者は全国で約27万人で、影響額は約100億円に上るとされています。政府は、コロナ禍にあつて国民生活が逼迫しているにもかかわらず、こうした負担増を延期せずに実施しました。

本町においても、利用者の方への影響はあるものと思いますが、その実情や負担の激変を緩和するなどの対策はいかがでしょうか。

3点目です。高齢で難聴が進む方に対する公費助成の願いが全国的に広がっています。難聴につきましては、日本は難聴を障害のカテゴリーとして捉え、補助対象を絞り込んでいるため、補聴器所有率が欧米と比べても圧倒的に低いとされています。

高齢化に伴い耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者の方が増えていきます。しかし、補聴器は平均価格が約15万円と高額で、高くて買えないと町内でも以前より要望をお聞きしています。

加齢性の難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されており、兵庫県議会をはじめ自治体や関係団体から公的補助制度創設の要望が議決されているところです。

年を重ねた方も健康で文化的に生活し、認知症などの様々な症状を予防する上でも加齢性難聴の方に対する助成が求められると思いますが、町の方針をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の各種制度の運用や支援について答弁をいたします。

まず、1点目の特別障害者手当についてですが、特別障害者手当制度は、日常生活において、常時の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方で、政令で定める程度以上の重度障害者に対し、最重度の障害による特別な負担を軽減する、軽減を図る一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の増進を図るものでございまして、大刀洗町では本年10月1日現在で7名の方が受給をされてございます。

この制度の実施機関は県及び市となっておりまして、町では身体障害者手帳や療育手帳の交付時に対象となると思われる方に制度の説明を行うなど、制度の周知や申請の受け付け等を行っているところでございます。

申請数等の詳細については担当課長から答弁をいたします。

次に、2点目の介護保険の補足給付についてですが、介護保険施設への入所やショートステイ利用の際の居住費や食費については、利用者本人の自己負担が原則となっておりますが、低所得の方については自己負担額に上限を設け、それを超えた分を介護保険で給付する、いわゆる補足給付を行っております。

本年8月1日から在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、この給付費の見直しが行われ、所得に応じた第2段階から第3段階に該当する方は、1日当たり53円から710円の自己負担増となったところでございます。

今回の補足給付の改定は、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から見直しを実施されたものでございまして、現在のところ町独自の激変緩和措置等の検討はしてはございません。

次に、3点目の補聴器の助成についてでございますが、大刀洗町では障害者総合支援法に基づき、聴覚障害の身体障害者手帳所持者及び同程度の症状がある難病患者に対し、原則1割負担で補装具を支給しているほか、町独自で両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付の対象とならない者で18歳未満の者の対し、3分の2の額を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を平成30年度から実施をしているところでございます。

御質問がございました高齢者に対する何かしらの対応につきましては、今後調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） それでは、1点目の特別障害者手当の申請の状況について答弁いたします。

直近の6年間で、平成28年度から令和3年現在までの状況について答弁させていただきます。申請件数及び認定件数について答弁させていただきます。

平成28年度は申請件数が2件、うち認定が1件となっています。平成29年は申請が1件、うち認定が1件となっております。平成30年度はございません。

令和元年度、平成31年度につきましては、申請件数が2件で、うち認定件数は2件となっております。令和2年度につきましては、申請件数はございません。令和3年度現在ですけれども、申請件数は1件で、却下が1件というふうになっております。合計でこの6年間で申請件数は6件、うち認定件数は4件、却下件数は2件となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃ、順次再質問させていただきます。

1点目の特別障害者手当についてであります。

先ほど答弁の中で、障害者手帳お持ちの方とか受給してある方に対して、特に案内等を行っているということがありました。

しかし、これはいろいろ見ておきますと、特別障害者手当というのは、障害認定とは根拠法や認定基準や審査機関を異にする全く別の制度と認識しております。

すなわち、障害認定や障害者手帳をお持ちでない方でも、特に要介護4・5の方や車椅子で日常的に介助を受けている方なども、条件に該当するのであれば申請の上、支給されると。生活保護利用中の方にも支給される。障害年金と併用できるとお聞きしています。

また、居住条件は、自宅のほかグループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サ高住も対象。また、入院や老人保健施設などに入所している人も3か月以内なら対象とのこととお聞きしました。

お医者さん方からも、この判定はそれほど困難なことではなく、臨床医も診断書が書けるので、ぜひ積極的に活用してほしいとの新聞記事が掲載されています。

一方で、受給者の方を見ておきますと、昨年11月で全国で12万6,000人ぐらいと。対して介護保険の要介護4・5の方は10倍を超える142万人との数字があります。

当町においては、先ほどお答えいただいたように、受給者が7人と。一方、介護保険の要介護4・5の方は182人だっと思えます。もうこれ10倍どころじゃないです。

そうしますと、特別障害者手当の受給要件に該当する方でも、受けていらっしゃらない方、障害手帳等ではない方が相当私はいらっしゃるんじゃないかと推察いたしますが、もちろん所得などの条件ありましようけれども、その辺については町としてはどのような認識でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 先ほど議員がおっしゃったとおり、所得制限等いろいろ要件がございますので、当町としましては、医師からの診断書での提出におきまして申請をしていただくような状況でございます。

町長の答弁にもありましたとおり、対象と思われる方につきましては、制度の説明を窓口等で行っておりますので、今後とも制度の説明等につきましては、丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 国会で昨年12月の委員会で我が党の委員が特別障害者手当の周知徹底を求めました。この中で、要介護4・5の高齢者も該当するケースがあるとして、周知不足で自治体によっては受給できていない方もあると指摘し、自治体の障害者福祉や介護保険の窓口、ケアマネジャー等を通じて周知徹底すべきだと求めました。

これに対して、田村厚労相が、周知が重要だとした上で、障害者手帳がないともらえないと勘違いしている人も多いと。実際は国が示す障害程度認定基準に従い、医師の診断書で判断するとして、これから周知するという答弁がありました。

そこで、町に提案したいことは、この制度の周知であります。必要な人が必要な制度を受けられるように、町の広報はもちろん、ケアマネジャーさん、それから対象施設ですね、介護保険認定者の方々への周知なども積極的に広めていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 議員おっしゃるとおり、町のほうの周知が窓口だけだったということもありますので、周知が足りなかったと思えるような部分もございます。

今後とも内部で検討いたしまして、ホームページなり、できれば広報紙でも周知等ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） よろしくお願ひします。これは多分全国的に周知は広がるだろうと思いますし、大いに必要な方が、こういった、大きい額としては年間30万円超えますから、こうした経済的な部分の支援というものが町内の方に、該当する方にきちんと届けられるようにということで周知していただきたいと思います。

県内でも、那珂川市では早速広報などで周知を図るとともに、ケアマネジャーさんへの説明会を実施するとの答弁でした。さらに申請の増加分を——これは市ですけど、見越して300万円の補正を計上したということで、広く周知を進めていただきたいと思います。

また、お医者さん方もそういう一般の臨床医の方がこういった診断書についても広く、医師会のほうにも周知を広げていただきたいと思います。1点目は以上です。

2点目です。介護保険の補足給付ですが、とりわけ、低所得者の方への負担を重くするということで、見逃してはいけない制度後退だと思います。

こうした負担増の住民の方の影響を町としてもよくつかみ、激変緩和はなさないというお答えでしたが、そういった影響者数なり、影響者の金額等の把握も難しい状況でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 町全体としての影響額はどのくらいかというのは、ちょっとこちらでもちょっと算定ができていないのが状況が現状でございます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、1人当たり2万から4万ぐらいが上がる可能性もあるというふうにおっしゃったとおりでございますので、この数値等につきまして、ちょっと調査がなかなか難しいんじゃないかなろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 介護保険を運営する組織に対しても、この2点ですね、1点目の特別障害者手当の介護保険認定者の方への周知と、それから補足給付の削減による負担増に対する対応については、今後も強く申し上げたいと思っております。

市町村においては、こうしたコロナ禍における住民負担増について、町内の実情をつかみ、よく対応していただくように切にお願いするものです。2点目は以上です。

3点目です。答弁ありました、調査をなさるといふ答弁いただきました。

これまで難聴については、おっしゃるように障害区分としての助成が主で、年齢の加齢による難聴についてはほとんど助成が行われてきませんでした。しかし、近年、認知症のリスクとしても対策が重要であるということが認められています。国会でも取り上げられまして、当時の麻生副総理も非常に負担が高いと答弁いたしましたし、こうした調査研究は必要だと答弁しました。

健康で文化的な生活を保障することや、あるいは広い意味では災害対応など、生命を守る観点からも補聴器などの普及の充実が必要だと思います。

こうした、いわゆる社会的な認知症リスク、あるいは健康年齢の増加ですとか、そういう防災対策とか、そういった点からも調査をしていただくような感じになるかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 議員おっしゃるとおり、高齢者の方、難聴におきまして認知症の影響もあるというふうにおっしゃったとおりでございますので、これについても研究とか進めてある状

況でございます。

また、うちのほうの地域包括支援センターなり高齢者福祉系のほうにおきましても、認知症のある方の状況を見ておると、難聴であって意思のコミュニケーションがなかなかできないということもありまして、それから家の中への閉じ籠もり状況になって、それから認知症への進行があるというような事例も伺っている状況でございます。

町としましては、介護予防なり認知症予防の観点からで高齢者の方向けの助成ができないか、今後検討していきたいと、調査を進めていきたいというふうに思っております。

先行事例としましては、東京都の自治体の中でも2万円なり2万5,000円とか、数千円からでも補聴器購入に対する助成を行っている自治体もございますので、そういうところを参考にしながらまだ研究、調査を進めていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） お答えいただきましたように、いろんな方面から必要性というのは近年、全国的に高まっておりますし、都市部がこういった助成については先行しているようでございます。

近隣では、粕屋町が平成28年まで実施していたものの、現在実施していないとのことでありますので、ぜひ全県にも先駆けて助成などの実現をお願いしたいと思います。

また併せて、現在、御答弁がありました18歳以下の難聴の方への補助についても、積極的な活用や周知についても併せて推進していただくようお願いをいたします。

大きな1問目は以上で終わります。

大きな2問目です。出産、子育てについてであります。

本来、出産や子育てへの支援は人間社会を支え、維持するための最優先に取り組まれるべきものだと思います。その社会における成熟度が問われる分野だと思います。

しかし、日本の社会において、出産、育児が時間的にも費用的にも大変な負担となり、十分な社会的サポートや連携が受けられないために、少子化の進展や近年の自己責任論の蔓延による孤立化、あるいは母親にのみ責任を押しつけるなどの社会的な傾向により、残念な事件に発展することもあります。

出産や子育てが個人の責任に矮小化されたり、費用的にもあまりにも重い負担を課せられたり、社会や職場から子育てが疎まれるような社会であってはなりません。

行政におかれては、様々なサポートをなさっていることについて、大いに評価いたします。

とりわけ、この2年間、コロナウイルスの感染拡大により、外出できないことによる育児の経験の不足や親子での健康問題、乳児健診の延期による健康管理の問題など、特別な課題が浮き彫

りになったように思います。

特に初めて出産、育児する保護者の皆さんは、経験、交流の場もなく、より手厚い支援が必要ではないかと思えます。

そこで質問ですが、第1に、産前産後の支援について、本町の現状と今後の方針はいかがでしょうか。

2点目に、コロナ禍における出産、育児の課題の認識と対応はいかがでしょうか。

3点目に、これは私も当事者であります、1人の子育てでもなかなか大変なところ、とりわけ双子以上の多胎児への特別の支援について、町の認識と今後の対応をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の出産、子育てについて答弁をいたします。

まず、1点目の産前産後の支援についてでございますが、産前の支援では、妊娠届時において、妊娠育児サポートが必要な方の把握に努め、必要な方には訪問等で支援を行っております。

また、妊婦の健康を守り、安全な出産と健康なお子さんの出生のために、必要な妊婦健康診査への助成として、14回分の補助券をお渡ししているところでございます。

産後支援では、生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握、並びに子育て支援に関する情報提供を行うほか、養育相談に応じ助言や援助を行う乳児全戸家庭訪問事業や出産後に家族等から支援を受けることが難しく、育児や体調に不安がある方をサポートする産後ケア事業を実施をいたしております。

今後とも、子育て世代包括支援センターを中心に関係機関と連携しながら、安心して妊娠・出産、育児ができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のコロナ禍における出産・育児の課題の認識と対応についてでございますが、コロナ禍における出産は、妊婦の新型コロナウイルス感染、里帰り出産や出産立会いの制限、面会禁止など、妊婦や家族にとって大きな不安を抱えるものとなっております。

また、育児についても、両親の協力が得られないことや外出自粛等による身体的、精神的ストレスによる体調不良、産後鬱などが課題と認識をいたしております。

このため、妊娠届時における面談や乳児全戸訪問、乳幼児健診などの事業を確実に実施し、妊娠・育児サポートが必要な方の把握を行う必要があると考えており、今後とも感染対策を徹底しながら出産・育児への相談の機会を確保し、早期支援に努めてまいります。

次に、3点目の双子以上の多胎児への支援についてでございますが、産後ケア事業の各種サービスが利用しやすいよう、自己負担が増加しないよう多胎児加算額を全額補助するなどの支援を

実施しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問をさせていただきます。

（1）ですが、（2）とも関連しますが、今御答弁いただいたように、コロナ禍ではますます連携なり情報共有なりが絶たれて、ますます家庭内での狭いエリアでの育児が懸念されると思います。

子育て支援を長く続けている同世代の者からの意見でも、昨年からのコロナ禍で出産直後からかなり孤立が高めの親子が増えています。

また、困り感をなかなか口に出せない親も多いと、SOSを出してもいいので、たまには預けて自分の時間を取りなさいと言わないと、虐待や育児放棄になりかねない事例というのがあると、こういうのが昨年からの特徴として語られております。

また、先ほどおっしゃいましたように、特に里帰り出産に関して、コロナで里帰りを諦め、アパートで孤立、情報は全てスマホによる。それで、初めての出産だったので、赤ちゃんの抱っこがよく分からないとか、寝かせ方がよく分からないとか、あと昨年散歩を1回もしたことがないとかいう方が多いということでした。

また、逆に里帰り出産したけど、外出できず交流等もままならないケースもありました。

答弁にもありましたが、妊婦健診やパパママ学級と乳児健診、全戸訪問など、あらゆる機会を捉えて困り感のある方や一人で子育てしている方の把握とサポートへつなげることが、ますます今重要だと思います。特に参加型の支援のほか、訪問型の支援ですね、家事・育児ヘルパーの充実など、より訪問型、ヘルパー型の支援の検討が必要と思いますが、いかがでしょうか。

久留米市では、エンゼル支援訪問事業ということで、産前産後のヘルパー派遣ということで、依頼先に出向いておむつの交換や沐浴の補助、食事の支度、買物、洗濯、外出手伝いなどをやっていただくと。こうした支援等が今一番求められるとこじゃないかと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、御質問にお答えいたします。

先ほどの家事、育児への訪問型サポートの件でございますが、大刀洗町では今、2つの事業が利用できるようになっております。

1つは、久留米市と連携したファミリー・サポート・センターくるめがやっているファミサポという事業でございます。これについては、登録された見守り会員が子供をお預かりするというサポートでございます。

もう一つは、シルバー人材センターがやっている事業でございます、シルバーママサービス

というものがああります。こちらについては、シルバー会員が訪問いたしまして、家事、育児等をお手伝いするという事業を行っているという現状でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。特にファミリーサポートについては、我が家も使わせていただきました。だから、基本的には訪問型ではないので、家事における支援をしていただけないと。うち、我が家に限っては、特例ということで、家の中も、家の家事、育児までしていただきましたが、原則やはり家事サポートはしていただけないという問題があります。

また、育児については突発的な事情も多いので、柔軟に受入れのできる支援体制も必要と思います。病児保育や病後児保育もそうですが、その点、エンゼル支援というものがああります、これは2日前ですが、予約は2日前までですが、緊急を要する場合については当日申し込めば受け付けると。こういったその日その日の突発的なことに対応できる仕組みづくりというものが必要と思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議員がおっしゃるとおり、突発的な部分について現在対応はできていない状況ではないかなと思います。

先ほど申しましたファミサポ、シルバー人材のサービスにつきましても、実際にあまり利用がないということで、実際利用されていないという状況で預ける場所、来ていただける方がほとんどいらっしゃらないというふうにも聞いております。

こちらにつきましても、利用状況がほとんどない、当町におきまして、こういうサービスができるかという問題もございますので、こちらについては近隣の市町村と連携して、こういうサービスができないかというところを今後調査、検討してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 多胎児についてもそうなんですが、国の補助を得て調査した機関の報告では、やはり小規模自治体では事業化がなかなか難しいという課題があるということが示されたということで、地域性を考えながら広域で取組を行うということが今研究でも行われております。

後ほど申し上げますが、多胎児に関しては、久留米市あるいは佐賀県等が非常に先進的に取り組んでいるので、幸いこういう近隣等のそういう状況も紹介しますので、そういったものについて、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

2点目に関しては、また、コロナ禍での子育てを経た中で、親や子供さんにも長期的なコロナ禍での自粛の中で、長期的な影響も考えられ得ると思います。また、コロナ世代、コロナ禍世代

特有の課題も長期的に出てくると思います。よく気をつけて、関わりをつくらなければならない問題だと思います。

3つ目に、多胎児についてであります。町内の多胎児の出生状況等についてお聞かせいただけますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

当町におきましては、毎年150から160件の出産があつているというふうに思っております。そのうち平成30年、令和元年、令和2年につきましては、2件が多胎児の出産ということになっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 近年、大体同じぐらいということで、1%か2%ぐらいの範囲にあると思います。

ただ一方で、今不妊治療の結果によって多胎の方が増えてきたりという状況もあると思います。増えてくれば支援を強化させて、あまり1%か2%ということになれば、逆に支援はしやすいといえますか、例えば財政的な支援をする場合にも、そういった1%、2%ぐらいの割合であれば、少額、少ない予算額でも支援ができるということになるので、どちらのほうからでも少しそこによく目を向けていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、また答弁でもいただきましたように、赤ちゃんが一人の場合であっても様々な必要サポートが求められています。これが多胎児となりますと、さらに育児の困難さが2倍、3倍と増してきます。

もともと多胎児での出産は早期での出産や低体重、基礎疾患など、出産における母子共々のリスクが高い上、そうした原因で発達についても特別の注意が求められるものです。加えて育児が2人以上となれば、一日中授乳に明け暮れ、うとうとする暇もないと。家事なんてとんでもない。祖父母に全面的に手伝ってもらっても寝る暇もないというのが実際の経験だと思います。

こうした中で、全国的にも一人のお母さんが3人の子育てができず悲しい事件が起こり、こうした事件を受け、昨年度にようやく国が多胎児世帯に対する補助制度をつくりました。

この国の補助と連動して久留米、佐賀県など、近隣で比較的先進的な取組が行われているところです。令和2年度からの国の多胎児妊婦等支援ということで、新設であります。第一に多胎ピアサポート事業ということで、経験者などによる多胎児支援、それから多胎妊婦サポーター等事業ということで、ここがヘルパーや外出に対する支援を行うということで、久留米市では早速事業に取り組まれているところであります。

令和3年度、久留米市の多胎妊産婦のための産前産後サポート事業、お子様が2歳になるまで、前日まで利用ができますということで、訪問相談、健診等サポートということで制度化がされています。

この事業をされているのは、今までどちらかというと、多胎児のサークルのようなことをやっていたところですが、実際にこういった国の事業化を受けて、実際のこういうサポートに乗り出したというふうに理解をしています。

自宅や里帰り先、育児相談、外出時の補助、予防接種の付き合い、沐浴の補助、食事のサポート等、自己負担ありますが、こういったことに対して久留米市が早速取り組まれているようにお聞きをしています。

こうした昨年度から国の助成制度を受けての民間会社による調査報告書などもありますが、当町としてもこれらの多胎児支援の制度化を急ぎ調査研究するような検討と、幸い近隣に先進事例があるため、これらと連携を図る取組について検討を図ったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

健康課におきましても、昨年度から母子保健につきましては、強化をしていくべきだというふうに認識をしておりました。

ただし、昨年度からやっております新型コロナワクチンの接種事業が入ってまいりまして、そちらのほうに力を注ぐ感じに今年度はなっております。

この母子保健につきましては、多胎児の問題もございしますが、来年度新しい事業としまして、産婦健診への助成、新生児への聴覚検査の助成、さらには3歳児における視覚検査の強化等の母子保健の推進を行っていくように現在協議をしているところでございます。

今後、どのような支援が当町で必要か等について調査しまして、今後の母子保健事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃ、具体的に幾つかちょっと提案したいと思います。

1つは、先ほど申し上げましたように、訪問型のヘルプサービスの充実であります。

もちろん1人のお子さんに対してもこういった充実があるのがいいんですが、特に多胎児の方については、赤ちゃんの健診とか予防接種に出かけるにも人手が必要になります。子供1人に1人がつく必要があります。また、一般的な遊びや行事参加についても、子供1人に保護者を1人つけるように言われ、参加や入場を断念した経験もたくさんあります。

また、多胎児は第1子の子ばかりではありません。第2子、第3子に多胎児の子が生まれて、上の子とも併せて大変な負担となります。訪問型ヘルパーサービスの充実あるいはオンライン相談、それから窓口に行く時間もないということで、窓口に行かずに済む制度設計等もぜひ検討していただきたいと思います。

県の保健師さんとも連携し、産前産後の支援を思い切って増やしてほしいと思います。外出サポートや少しだけでも親だけで息がつけるような支援が必要と思います。久留米のピアサポーターやエンゼル応援隊等の連携をぜひ進めていただきたいと思います。

2つ目は、多胎による負担の軽減です。そうした出産のハイリスクのために妊婦健診は14回では済まず、自己負担が生じます。多胎の妊婦さんに対する補助回数を増やすことや、学用品、子育て用品の2つ目以降の購入補助やレンタル、タクシー代等の補助など、多胎はお下がりも利かないため一遍に初期投資が必要となります。こうした特別の負担の軽減等についても御検討いただきたいと思います。

また、各種支援制度の、先ほど答弁にもありましたが、多くの制度に対して多胎の妊婦さん、あるいは子供さんに対する支援制度の対象期間を延長することや、支援回数を増やすことも決定的に重要だと思います。久留米市のエンゼル応援隊の例でも、多胎児に対しては対象期間を長く取っています。

3つ目は孤立予防、仲間づくりの仕組みづくりです。

多胎児は行政がすぐ把握できます。また、多胎児子育てに対するパンフもあります。こうした対象者に対し、必ずこうしたパンフをお届けするなど、妊娠当初よりの御支援をお願いしたいと思います。

近隣の自治体では、困り感の高い親子はファミサポやアシスト事業に登録を促し、赤ちゃん講座のサポーターについていたスタッフがそのまま担当の家事支援やファミサポ預かりに入ると。そして、保健センターや市の子育てセンターとの発達につなげると、こうした切れ目のない支援を御検討いただきたいと思います。

小規模自治体では、対象者やサポーターの数も少ないため、答弁にもありましたように、理解や利用が広まりにくい傾向がありますし、人員の体制もつくりにくいかと思います。久留米市は多胎・高度医療も発達しており、多胎児に対する経験も多く、今回の国庫補助を得て支援組織が事業を行っております。ぜひこれらと連携しての事業化をお願いしたいと思います。

特別の困難を伴う出産・育児に公的な支援が届くように研究をお願いしたい。子育てをめぐる支援、特に多胎児支援は国、地方でもこの2年間で大きく変化しつつあります。町長におかれては、急ぎこれらの状況を調査把握し、町としての方針を検討していただきたいですが、改めていかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の点については、今いろいろ、るる御説明があったことを参考にさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど担当課長のほうからお答えしましたとおり、現在、健康課の健康支援系のほうは、新型コロナのワクチン接種の業務で目いっぱいございまして、なかなか新しい支援等を検討する余裕がないというのが現状でございます。これから3回目の接種も始まってまいりますし、5歳から11歳の接種の体制をどうやって構築していくか、小児科がない大刀洗町にとって今最も大きな課題になっておりますので、御指摘の部分は承りますが、なかなかすぐにそれを前向きに内部で検討できるような状況にはないということも、お話をさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、御指摘の点については今後の参考にさせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そちら辺のマンパワーに関しては、町長の御決断だと思います。逆に言うと、マンパワーのだけしか支援ができないということになりますと、本末転倒になろうと思いますし、先ほどから申し上げておりますように、コロナ禍によってさらに出産、子育ての困難さが増している。ここに同時にやっぱり手を入れていかないと、コロナ禍だから子供たちの支援に手が届かないということになると、これはいけないと思います。

ぜひ長くとも1年以内に方向性を示してほしいと思います。この分野については、今後とも継続的に問題提起をしたいと思います。

私は当事者でもありますし、知り合いの地元の保護者の中にも多胎児経験者がおりますので、必要なことは何でも正直に話しますので、どんどん聞きに来てほしいと思います。

子育てをする親子が社会と関わりながら、過度の負担なく幸せに出産・育児ができる社会を、引き続き、町としても目指していただきたいと思います。大きな2問目はこれで終わります。

大きな3点目であります。地域との連携についてです。

各校区や行政区あるいは各種団体におきまして、町の補助等も受けながら活動に取り組んでおります。特に地域づくり補助金については、各校区センターを拠点に校区活動や地域活動、各校区センターの管理運営など、幅広く活用がなされているところであります。

この分野におきましても、昨年来のコロナ感染拡大によりまして、センターの長期閉鎖や各種行事、祭りなどの中止を余儀なくされたところであります。こうした事情で各校区とも執行残や、あるいは予算の組替え等も行っていると聞いております。

一方で、こうした地域づくり補助金があるのであれば、各区での備品や行事等にも有効活用できないかといった御要望もお聞きするところです。コロナ禍における補助金の弾力的な運用につ

いて、町の見解をお聞かせください。

2つ目に、近年は5年連続で町内で水害が発生しております。町内の校区、また行政区によって自主防災・防犯会等が組織していると思います。大堰校区も自主防災・防犯会を組織し、校区による意見交換会や町長要望、先進地視察などを行っておりますが、町内での横の連携が十分な組織が見当たりません。

先日、大刀洗校区の防災会がお越しになり、意見交換はしましたが、この交流のみにとどまっています。

また、行政区によっては、災害対応マニュアルを作成し、支援している行政区もあるようでございます。災害が多発する昨今、町内の防災組織の連携を図り、相互の経験、交流や災害時の対応を協議することは、当町にとって今必要なことと考えます。このことについて、町の見解をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の地域との連携について答弁をいたします。

まず、1点目の地域づくり補助金の弾力的な活用についてでございますが、校区センター活動助成事業費補助金では、町民の主体的な参加の下に校区センター単位で住民自治組織が行うまちづくり活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしてございます。

その中で、地域のネットワークづくり活動、健康推進、高齢者福祉、健全育成活動、ボランティア活動、センター管理活動、その他まちづくり活動に要した経費を対象としてございます。

御質問の弾力的な活用につきましては、この趣旨に反しない範囲であれば、弾力的に活用いただければと思いますが、事前に担当課のほうに御相談いただければと思っております。

次に、2点目の防災について、地域や校区の自主防災会等との連携についてですが、地域や校区の自主防災組織で避難訓練等を行う場合には、防災専門官を派遣し、訓練や話し合いを支援してまいりたいと考えております。

また、昨年度から防災リーダーとして活躍が見込まれる方を各自主防災組織から推薦いただき、町が防災士の受験費用を補助し、地域防災に関する意識啓発や防災訓練など地域の防災力の向上に活動していただく、防災士育成事業にも取り組んでございます。昨年度は4名の申込みがあり、2名が合格されており、本年度も9名の方が申し込まれているところでございます。

議員のほうから御指摘がございました各防災組織間の情報の共有については、どういうふうなやり方ができるのかというのは、今後検討させていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、再質問させていただきます。

1点目と2点目と重複することになるかもしれませんが、地域校区センターと関わっておりま

すと、なかなか祭りで、近年ですね、祭りや行事等が行われなかったということで、事業費が宙に浮いてしまったと。一方で、行政区ごとのいろんなニーズもあるということで、そうした弾力的な運用について質問を今回させていただきました。

例えば、繰越し等の可否も含めまして、今後も弾力的な運用、それから防災関係の事業への流用、活用について、ぜひ御検討いただきたいと思います。

2つ目の町内防災組織の把握の支援ですが、やはり地域による違いも含めて地域の実情や経験をよく把握し、共有して情報公開や連携する仕組みづくりが当町にとって必要だろうと思います。意識の濃淡はあると思いますが、意識の濃淡も含めて、町が横の連携組織の支援をお願いしたいと思います。

それから、自主防災会も、東日本大震災の後に県の支援を得て立ち上げたため、今もって組織数や実動的になっているかなど、実効性に乏しいこともありますので、ぜひ町の担当課にも御支援いただいて、他市町村の事例も研究しながら、実効的な組織化のために御支援いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、防災の件ですけれども、いろいろ質問されたのでちょっと分かりづらいところがありましたので、再度質問内容について、できれば1つずつ御質問願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ということですが、平山賢治議員、よろしいですか。質問、再度お願いします。

○議員（7番 平山 賢治） 1つ言います、まず、大刀洗町と災害が多発する自治体として、そういった町内における防災組織の連携強化という横の連携づくり、あるいはその中で経験や課題を共有していくというものに対する町のアクションと申しますか、それについての検討はどうですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町内4校区、4つの自主防災会がございます。その連携という御質問だと思います。

それにつきましては、職員の防災専門官が各自主防災会の訓練等に支援を行っております。その中で、町のほうとしては4つの自主防災会の連合について呼びかけを行っているところです。

ところが、なかなか手が挙がらない、立ち上がらないという現状がございますので、町としては4つの校区の連携なり協議会等を設けて情報共有をしたいということで、各自主防災会には伝えておりますが、なかなか立ち上がっていないというのが現状です。

もう1点申し上げますと、町だけの連合ではなくて、福岡県内も福岡県が主催する自主防災会

組織の連合会という組織がございます。これは、県内60市町村の中で各自主防災会の代表の方がその連合会に出席し、情報を共有するという連合会でございます。これについても、防災専門官のほうから各自主防災会にこういう福岡県の自主防災会組織の連合会がありますから、研修会もしくはそういう総会に参加しませんかということで呼びかけは行っておりますが、なかなか手が挙がらない、出席されないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういうことであれば、町がそういった連携が必要ということであれば、単にボランティア等に頼るのではなくて、財政的あるいは時間的な保障もしながら連携づくりというのは必要があると思います。

県がそうやって県連というか、県として組織をつくるならば、なおさら町として自主防災会ということで、町がどうなのかという議論はやっぱりその下にあるのが必要であろうと思いますし、地域によって意識の濃淡はあろうと思いますが、濃淡がこれぐらいあるということも含めて、町が意識状況や組織状況等を今把握する時期に来ているんじゃないかと思います。

では、さっきからお願いですけど、組織図とかちょっと実効性に乏しい組織もあろうかと思いますが、それに対して町の支援もお願いしたいと思います。

例えば町の、それから町の一部が被災した場合に、他防災会からの支援や協力などの体制も考えられましょうし、ボランティア組織の推進と併せて地域団体としての連携を進めてほしいと思います。

大堰でも昨年初めて災害に関する意見交換をしましたが、大堰校区の中ですらも、やっぱり行政区により災害への対応や高齢者避難等まちまちであることが分かりましたので、そういった経験交流も含めて、経験交流や財政的あるいは時間的支援も含めまして、今後、町においては検討していただきたいと思います。

最後になりますが、自主防災会が東日本大震災後つくられて、自主防災会大体10年たちましたが、次の10年でより実効性あるものにするために、災害多発自治体としても連携と把握が重要課題と思いますが、最後いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 自主防災会の設立につきましては、大刀洗校区が平成16年に設立をされております。残りの3つの校区につきましては、補助金の絡みもありましたので、平成23年の夏に設立されたところです。議員がおっしゃるようにもう10年経過しております、形骸化している組織もあるかとは思っております。

ただ、自主防災会につきましては、町の外郭団体でもございませんし、一つの団体でございま

すので、町から自主防災会に指示的なことはなかなかできにくいので、自主防災会から要請があれば町のほうはもうどんどん協力してまいりますし、支援もしてまいりたいと考えております。

そこで、やっぱりおっしゃるように町の4つの自主防災会の連合会というのを早めに立ち上げて、それぞれの自主防災会の問題点とかいいところを共有していただいき、今の自主防災会をもうちょっと活性化ある、実効性のある自主防災会にしていけるためにも町としては支援は惜しまないところですので、各校区の自主防災会に引き続き呼びかけていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私も大堰で議論して、行政区によっていろんな知恵とか経験をお持ちだというのは、これはやっぱり共有されないことには次のまた組織の、災害の備え等にも生かさないといけないと思います。ぜひよろしくをお願いします。

以上、本日申しあげましたことはいずれも住民の生活や健康に直結するものであり、事業によっては町としても多くない予算額でできるものや国の補助を得るもの、あるいは町の財政負担なしで実現できる事業も多く提案させていただいております。

一方、人による支援を充実すべき分野もあり、これは緊急の課題だと思います。コロナ禍において、町民の皆さんの暮らしや子育て、健康を守る観点から、いずれの課題についても積極的に調査、前進を図っていただくことを切にお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後4時28分
